

JU 長崎運営細則

1. 出品

(1)出品者は、車両搬入前に十分車両を点検し、車検証に基づいて出品申込書に正確に記入して下さい。(希望コーナー、スタート価格、希望価格は必ず記入して下さい)

出品車は5日以内に名義変更に必要な書類が決済できる車両。また、出品申込書に虚偽の申告・誤記入・記入洩れがなく正確に記載された車両であること。

車両の搬出は、JU長崎に対して所定の搬出票(無い場合は免許証)を提出して行う。

出品店・落札店が所定の搬出期限までに車両を搬出しなかった場合には、当該車両を再出品するものとみなす。この場合においては、再度、出品料を支払わなければならない。

◎ 出品自動車の評価基準

JU長崎の検査員が行う出品車の検査・評価基準は別表をもって定める。

出品者は出品車について、スタート価格及び希望価格(指し値)を記入しなければならない。

但し、調整人には10,000円以内の調整権限を与えるものとする。

指し値の指定があっても、出品者が指定の場所に希望価格を記入しAA出品時に不在の場合に限り20,000円の範囲内で調整人は指し値以下の価格で落札の決定ができるものとする。(不在価格が記入されている場合を除く)

出品車は全て日本オークション協議会の走行管理システムにて走行距離のチェックを行います。

もし、走行距離に改ざん等があった場合は書類不備流しと致します。

(2)福祉車両の消費税については原則出品店より申告があった場合、消費税非課税とします。

申告がない場合は課税か非課税かの判断がつかない為、消費税を計上するものとします。

但し、落札店より書類発送日より7日以内に申告があった場合は消費税を返還するものとします。(その際の判断はメーカーのお客様相談室に問い合わせ、新車時に非課税対象車両と回答があった場合のみ消費税を返還します。)

(3)ロープライスコナー及びリユースコーナーは一切ノークレームとなります。

但し、冠水車、消化器散布、接合車、盗難車、走行距離および書類でしか分からないものは、この限りではありません。

2. 書類、代金の決裁と自動車税について

(1)出品者は、成約車の書類をオークション開催日より10日以内にJU長崎に提出して下さい。

委任状及び印鑑証明の有効期限は、AA開催月翌月末迄必要です。車検有効期限が翌月

松で切れる場合は納税証明書が必要です。(軽自動車除く)落札者は、難波一月の車両は翌月末迄に抹消、又は名義変更をしてコピーを速やかに事務局まで送付して下さい。また、車検が翌月末までに切れる場合、オークション当日に限り落札店より抹消依頼が可能です。

書類延滞ペナルティはAA開催日より10日以降過ぎたらペナルティ10,000円また翌日より1日×2,000円となっています。

(2)車両代金は、7日以内に現金、又は銀行振込にてお願いします。

**《注意》入会后最初の落札車両は、車両代金の決済後に車両の搬出をお願いします。
AA当日の搬出は出来ません。**

◎書類の有効期限について

(1)原則として書類の有効期限はAA開催月翌月末までであること。但し、出品申込書に有効期限の記載があり、JU長崎に到着日より20日以上有効期限があるものは、落札者が承諾して落札したのものとして受付ます。

(2)下記事項について落札者の了解が得られたものは、早期名変ペナルティとして出品店は落札店に10,000円を支払うものとする。

①記入有効期限より短い場合。

②有効期限が翌月末まで無いのに申告がされてない場合。

③有効期限の記載はされているがJU長崎到着時20日以上ない場合。

◎登録名義変更

(1)落札者は、ナンバー付き落札自動車についてオークション開催月の翌月末迄に登録名義変更また抹消登録を完了してください。完了後に車検証等名義変更を明らかにする書類の写しを登録月の翌月5日までにJU長崎へ提出お願いします。

(出品申込書に書類の有効期限が明記され、早期名変を了解したのものについてはその期限内に名義変更を完了すること。また、車検切れでナンバー付車の場合も翌月末までに完了して下さい)

なお、ファックスで届け出る場合は到着の有無を確認しなければならない。

また、落札者より所定の期限までに提出が無い場合は、現在登録証明書取得事務手数料3000円を徴収します。

(2)落札者が名義変更書類の写しを期限までに提出しないため、自動車税還付譲渡手続が出来ない場合は、落札者は自動車税還付譲渡金額相当分を負担するものとします。

(3)名義変更期限を過ぎての名義変更については、中商連統一ルール別表Ⅳを適用する。尚、50日を経過した場合は運営委員会の裁定によるものとします。

(4)落札者に交付された印鑑証明等の有効期限を切らしたり書類を紛失した場合、落札者はJU長崎を介して事態の解決を図る様に努めるものとします。なお書類紛失の再交付の場合、落札者は顛末書を提出する。また、出品者は落札者から再交付の申請があった場合は再交付に努めなければならない。ただし、出品者が書類の差替え又は再交付の請求を受けた日から差替え1ヶ月、再交付2ヶ月の期間を経過した場合、落札者は書類の登録名義人に

直接移転登録手続等の請求をする事ができる。

(5)書類差替えの場合(名義変更期限を過ぎた場合も含む)、必ず主催者組を通じ、ペナルティーは中商連統一ルール別表Ⅳを適用する。ただし、書類の紛失については、ペナルティーは中商連統一ルール別表Ⅳを適用する。

(6)落札者が名義変更前に交通違反等(迷惑駐車含む)をおこし、出品者側に迷惑をかけた場合、落札者は出品者に30,000円のペナルティーを支払うものとします。

(7)登録名義変更をしない悪質者に対しては、中商連オートオークション運営規約第33条のオークション入場停止等の裁定が適用されます。

◎落札自動車の自動車税等(JU長崎細則)

(1)落札自動車がナンバー付きの場合、JU長崎はオークション開催日の翌月から年度末までの自動車税未経過相当額を預託金として落札者から預かり、落札自動車の登録結果により預託金の清算を行います。

又、落札自動車が軽自動車の場合、自動車税預り金として15,000円を落札者から預かります。

なお、3月開催分は翌年度分(12ヶ月)の自動車税となります。

JU長崎は、落札者から落札自動車の名義変更完了の通知確認後、預かり金の清算を行います。

①移転登録の場合。

原則として預託金の全額を出品者へ清算します。ただし、3月開催AAで同月内名変の場合は落札者に全額返金します。

②抹消登録の場合。

抹消登録がAA開催月の場合は預託金の全額を落札者に清算、開催翌月の場合は預託金のうち1ヶ月分の自動車税相当額を出品者に、残金を落札者に清算します。

③落札者が移転登録した後、同一年度内に抹消登録した場合。

落札者から抹消登録をした日より5日以内に申し出があった場合に限り、還付金相当額を再度清算、出品者に請求させていただきます。

④軽自動車については、開催年度内の軽自動車税は出品者の負担とします。また、年度内に名義変更された場合は預り金を落札者に支払い、年度をまたいだ場合は預り金から年税を差し引いた額を清算します。

(2)納税証明書については、落札店は車検満了日の前月から請求することができる(必ずJU長崎を介して申し出をすること)。

出品店はJU長崎から連絡があった日を含む7日以内に提出をしなければならない。7日以内に提出できない場合、ペナルティー1万円、以降1日経過毎に2千円を加算する(JU長崎の休業日を除く)。

ただし、納税証明書の提出ができない場合でも、納税されていることが確認できた場合は上記の限りではないものとする。

(3)非課税車両は出品者の申告義務とし、事前の申告があった場合は預託並びに清算は行いません。申告がなく落札者名変後に月割りの自動車税を徴収された場合は、出品者は清

算された預託金の全額を落札者へ返金するものとします。

(4)自動車税還付請求権譲渡通知書は、特別の事情が無い限りお取扱いいたしませんので出品者にて保管下さい。

(5)JU長崎が落札自動車の所有権を取得した場合でも、落札者は、その自動車をJU長崎に引き渡すまでは自動車税を負担するものとします。

(6)自動車税が未納で落札店に不利益(車検が受けられない及び名義変更ができない等)を与えた場合は、自動車税相当額、延滞金及びペナルティ10,000円+以降1日経過毎に¥2,000を加算し(会場休業日は除く)、出品店に請求致します。

(自動車税納付期限内は除く)

3. クレームについて

(1)オークションでは全て中商連オートオークション統ルール及びJU長崎オークション規約を基準に裁定致します。

(2)保証書有りの申告で保証書が無い場合

保証書有りで保証書が無い場合はキャンセルを含むクレームとします。キャンセルの場合は、諸経費は出品者負担とし、クレーム期間は書類発送後7日以内また、メーカー規定保証期間車両(新車登録5年以内)についてはペナルティー2万円、保証期間経過車両についてはノーペナルティとします。

保証書は出品店の保管義務となっております。車内積込みで紛失した場合でも出品店責任となりますので、書類と一緒に保管して下さい。

(3)ワンオーナーの定義について

新車ユーザーから個人販売店の代表者登録(古物証コピー添付)は認めるが、出品時に検証コピーを添付する事とし、出品店と名義が異なる場合は認めません。クレーム期限は書類発送後7日以内とし、キャンセルの場合は実費プラス2万円のペナルティーを落札者へ支払います。

(4)外板の溶接交換(リアフェンダー、サイドシル、コアサポート等)未申告の場合は、クレームとします。但し、R点、低価格車、評価点3点以下の場合はノークレームとします。

(5)低価格車のクレームについて

落札価格が20万円以下の車両は原則ノークレームと致します。但し、修復歴、エンジン、ミッション、デフ等の主要箇所欠陥が有る場合のみ「AA終了後1時間以内の搬出前まで」に限りクレームを受け付けます。

また、落札価格が10万円以下の車両につきましては、出品申込書の記載違いのみクレームの受付とし、他はノークレームとします。

※上記におきましても冠水車、消火器散布、接合車、盗難車、走行距離、および書類上で分からないものはこの限りではありません。

(6)オークションでのクレームはすべてJU長崎を通して処理して下さい。出品者等への直接の問い合わせは認められません。オークション当日は、事務局のクレーム担当に申し出てください。

オークション当日のユーザー同伴の入場は禁止されています。発覚した場合は厳重な処罰が科せられます。

(7)落札店がクレーム申立をする場合、必ず主催商組を通して申立をしてください。理由の如何を問わず、主催商組の許可なしに出品店もしくは前名義人等に直接連絡したことが判明した場合はペナルティー3万円を課します。また、出品店が落札店に直接連絡した場合も同様にペナルティー3万円とします。

(8)出品申込書に「エンジン・ミッション異音・音・回り音」の記載がある場合においては、エンジン・ミッションに関する不具合は一切ノークレームとします。なお、エンジンオーバーホールを要すものも含まれます。

(9) 落札車両を引き取りに来場したものの、後商談などで成約になっているにも拘わらず、出品店の連絡不足により車輛が後搬出されていた為に、車輛を引き取ることができなかったとの迷惑行為が発生した場合、キャンセルまたはペナルティ1万円(遺失利益・人件費は含みません)とします。

(10)消火器散布車の申告なしで、主催商組が相当と判断した場合に限り、ペナルティー5万円+諸経費とします。

4. 商談コーナーの注意事項について

※申し込み受付は、当該車両セリ終了後60分までとする。

最終応札者がセリ終了後5分間の申込優先権利があります。それ以外の方は先着順の商談受付とします。

※申込みは1台につき1回限りです。

※応札有りの場合は、最終応札価格 + 1万円以上より

※応札無しの場合は、スタート金額 + 1万円以上より

※後商談成立時の手数料は、落札料+1万円(税別)とします。

※5分間という時間の管理はセリ機によって行う

商談受付時間は、オークション終了後1時間までとする。また、会場から搬出された車両の商談は受けけない。

※逆商談車両のクレームについては、通常の商談クレームと同様の扱いとします。

※商談成約車両はノークレーム扱いとなります。

○商談申込者

※申込店はFAX送信後、会場へ電話連絡をお願い板足します。電話確認をもって商談受付となります。

※申込店へ出品店の希望金額を連絡後、10分経過しても返答がない場合は、購入の意思がないものとし、次の権利者と商談いたします。

※申込み後の取り消しはできません。また、訂正のある車両については、その内容を承諾しているものとして扱います。

※申込店及び出品店の確認が取れた時点で商談成立となります。

※申込み記入金額を出品店が了承(成約)した場合後のキャンセルは出品店の了解がない

とできません。

※時間にわたる保留は出来ません。出品店の了解を得た場合はこの限りではありません。

※長時間にわたる保留後の出品店提示金額での合意は出品店の了解を得た場合のみ成約とします。

※サインは成約を形として残すだけで出品店が売る意思を示した場合は成約とします。

○出品者

※希望金額を提示して申込み者がいないと言った後、最初の金額で売ると言っても申込み者が了解しないと成約とはなりません。また、希望金額を高く変更することは認めません。

※商談中の車両は結果が出るまでAA会場より搬出してはなりません。

5. その他注意事項

(1) 会員毎の出品リスト、落札票、仮計算書などは、各自端末から印刷お願いします。

(2) 車両引取期限について

流札車

○翌週火曜日の17:00(6日目)までに搬出してください。

○火曜日に会場に残っている車両は**自動的に再出品**となります。

落札車

○翌週火曜日の17:00(6日目)までに搬出してください。

○木曜日に会場に残っている車両は**自動的に再出品**となります。

※コーナーは同じコーナーになります。

・再出品された車両は出品停止ができませんのでご注意ください。

・再出品後搬出を希望される方はセリ当日に書類不備流しの手続きを行なってください
(但し、出品料は頂きます。)

・搬出期限後の持ち帰り車両についても同様に出品料を徴収致します。

(3) 入札等の出品店・落札店の都合による一方的キャンセルについて

① 出品店/落札店双方からの都合キャンセル期限は、オークション終了までに JU 長崎事務局へ申し出る事とします。

② 搬出後の落札店都合によるキャンセルは認められません。

③ キャンセル費用は、中商連運用規則の別表Ⅳに準ずる。

■ 九州ブロックオートオークション運営細則

- (1) 鍵は給油口の分を必ず備えていること。但し、搬出前までのクレームとします。
- (2) 離島登録車の自賠責の差額については、出品店負担とします。(沖縄県を除く)
- (3) エンジン本体・デフ・ミッションのクレームについては、落札店が部品提供又はキャンセルの選択ができるものとし、他のクレームについては部品提供を基本とします。
なお、落札店への部品到着期は、クレーム申立日より7日以内とし、部品到着期限を過ぎた場合、落札店はキャンセルできるものとし、(部品提供の場合の工賃は落札店負担)
- (4) 改造部品等の脱着跡についてはノークレームとします。
- (5) メーターに関するクレーム対応オイル交換・タイミングベルト交換のステッカー等は参考資料とします。
- (6) 登録名義の変更について主催商組は、名義変更保証料を預かることができます。
落札店が書類の写しの提出期限を過ぎたために、出品店が自動車税還付譲渡手続きが出来ない場合は、落札店は自動車税還付譲渡金額相当分を負担するものとし、
- (7) 落札車両の自動車税等について
 - ① 落札された自動車の自動車税は、当該オークションが開催された月の分までは出品店の、翌月以降の分は落札店の、それぞれの負担とします。
 - ② 落札された自動車が軽自動車の場合、オークション開催年度内の軽自動車税を出品店の負担とします。
但し、年度末月に開催するオークションでの翌年度軽自動車税の取扱いについては落札店の負担とします。
 - ③ 主催商組が落札自動車の所有権を取得した場合でも、落札店は、その自動車を主催商組に引き渡すまでは、なお、前項による自動車税を負担します。
- (8) 落札車両がナンバー付で車検証の有効期間がオークション開催日の翌月までなく、落札店より主催商組を介し出品店へ抹消依頼があった場合、出品店は抹消の手続きに応じるものとし、
なお、抹消依頼の受付はオークション当日限りとします。
また、車検証の有効期間がオークション開催日の翌月末以降もある場合は落札店が抹消手続きを行うものとし、
- (9) 低価格車の「落札価格が10万円未満車両」の取扱いについて
落札価格が10万円未満の車両については、出品申込書の記載違いのみクレームの受付とし、他はノークレームとします。
但し、冠水車、消火器散布、接合車、盗難車、走行距離および書類でしか分からないものは、この限りではありません。
- (10) エアバッグの破裂の隠ぺいについて
エアバッグの破裂の隠ぺい等と主催商組が判断した場合、当該車両については出品店が関与・不関与を問わず、キャンセルできるものとし、
なお、出品店が関与している場合は、中販連オートオークション統一ルールに基づき、裁定を課すものとし、
クレーム申立期間は「評価点」・「コーナー」を問わず、全てにおいて当日を含む3ヶ月とします。
- (11) クレームキャンセル時の陸送料金について
主催A A会場から落札店までの陸送料金(実費)とします。
但し、落札車を他A A会場等に搬入しクレームキャンセルになった場合、落札店又は他A A会場の近距離の方の陸送料金(実費)にて処理します。

(12) 先進運転支援システム（ADAS）の不良

レーダーブレーキシステムや車線逸脱警報装置等の不具合クレームについて

○電装関係とし初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとします。

○評価点付・商談を対象とします。他はノークレームとします。

(13) ハイブリッドシステムの不良

ハイブリッドシステム警告表示の不具合のクレームについて

○機関関係とし初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとします。

○評価点付・R点・商談を対象とします。他はノークレームとします。

○充電ケーブルの不良は、初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとします。

クレーム事項	評価点付	R点	低価格車	商談	10年・ 10万km超	クレーム裁定
先進運転支援システム (ADAS) の不良	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	当日含む8日	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車 両に限りクレームとする
ハイブリッドシステム の不良	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	当日含む8日	ノークレーム	初年度登録から7年以内の車 両に限りクレームとする。充 電ケーブルの不良は、初年度 登録から5年以内の車両に限 りクレームとする。

以上

第1章 総則

1. 制定の目的

この統一ルールは、各県商工組合が運営するJUオークションにおいて、クレーム、ペナルティーの具体的な運営事項を定めることにより、参加者への信用と利便性を向上させることを目的とします。

2. この統一ルールの効力

この統一ルールは、中商連オートオークション運営規程の一部として定め、主催商組は、これを遵守し、公平な運営を行うものとし、

なお、この統一ルールと商組規約が抵触した場合は、この統一ルールが優先します。

第2章 出品

1. 出品店の申告義務

出品店は、出品申込書の記入にあたり、必要事項を洩れなく、かつ、正確に記入しなくてはなりません。

なお、虚偽記入、誤記入、記入洩れ等があった場合は、すべて出品店の責任となります。

2. 出品店注意事項

出品店は、以下の事項に注意を払い、出品申込書の記入を行ってください。

- ①. 出品店は、不具合箇所・欠品等について記入する必要があるが、紛らわしい記載の場合、主催商組の判断によりクレームとなることがあります。

特にエンジン、ミッション等の重要箇所の不具合は誠実な申告を行ってください。

- ②. 車検付の車両を出品する場合は、出品申込書に車検年月、登録番号を記入する必要があります。

出品車両は、ナンバープレートが装着されていることが出品の前提となりますので、名義変更申請中車両（登録車）は法令順守の関係から出品できません。

- ③. 出品申込書の出品店申告欄（不良内容・欠品・注意事項等記載欄）は、車両の不具合（不良）内容を、不良箇所、状況とも具体的に記入するためのものです。また、標準装備品の欠品、社外品装着がある場合もその内容を記入してください。

記入洩れ、又は、紛らわしい記入内容であると主催商組が判断した場合はクレームとなることがあります。

- ④. 出品申込書のセールスポイント欄は、出品車両のアピールポイント（純正・社外品を問わず装備品、ワンオーナー、禁煙車等）を記入するためのものです。なお、セールスポイントに記入できる装備品は、正常に作動することが前提となります。

セールスポイントに記入した装備品が不良の場合は、年式・評価点・落札価格を問わずクレームとなります。

また、セールスポイント欄外に記載の場合であっても、瑕疵内容以外の記載と判断できるものは、主催商組の判断により、セールスポイントと同等の扱いとすることがあります。

- ⑤. 出品車両の乗車定員は、出品申込書に記入する必要があります。

バンの1列シート、ワゴン車の2列シートの乗車定員が未記入の場合等には、主催商組の判断によりクレームとなることがあります。

- ⑥. 輸入車を出品する際は、ディーラー車・並行車、モデル年式、登録年月を記入する必要があります。

ます。

なお、未記入の場合は、不明として取り扱います。

- ⑦. 出品申込書の色記入欄は、車体色と色コード（カラー番号）の双方を記入する必要があり、車体色と色コード（カラー番号）が異なっている場合は、色コードが優先となります。

- ⑧. 社外品は、出品申込書の出品店申告欄（不良内容・欠品・注意事項等記載欄）に記入する必要があります。なお、社外品が多数ある場合は、社外品多数と記入してください。

未記入の場合は、主催商組の判断によりクレームとなることがあります。

- ⑨. 出品申込書の装備品記入欄は、純正（メーカー・ディーラー）装備品のみ記入することができます。社外品であるにも関わらず装備品に○印を付した場合はクレームとなります。

なお、純正品が提出できない場合は値引き処理とします。

- ⑩. ナビ・テレビ・オーディオ・エアコン等のリモコン、ナビCD、リモコンキー等の付属部品は、書類と共に主催商組へ提出するものとします。

出品車両に入れたままで紛失等にあった場合でも主催商組に責任はなく、出品店の責任としてクレームとなります。この場合、部品代が2万円未満であっても現品支給または値引き処理とします。

なお、出品店は、主催商組が付属部品を依頼してから7日以内に対応しなければなりません。

- ⑪. 出品申込書の後日品欄は、書類と共に後日送付するものを記入してください。

なお、後日品欄に記載がない場合でもセールスポイント欄や装備品欄に記入した装備品に関連する付属品等で、その動作に必要で重要な付属品であると主催商組が判断した場合はクレームになることがあります。

- ⑫. エアバック装着車両（標準・オプション問わず）において、使用済・不良・欠品等の場合は、「エアバック修理要」、「エアバック欠品」、「エアバックランプ点灯」と記入する必要があります。記入のない場合はクレームとなります。

なお、故意の隠蔽等、悪質であると主催商組が判断した場合は、クレーム裁定とは別に制裁を科すことがあります。

- ⑬. 特殊・特装車両等の出品は、特殊、特装部品が正常に作動することを前提とし、正常に作動しない場合は、ノークレームに該当する車両でもクレームになることがあります。また、車両本体と特殊・特装部品の年式に2年以上の隔たりがある場合は、申告する必要があり、申告がない場合はクレームとなります。

クレーン車やタンクローリー車等を出品する際は、特殊、特装部品の検査証・証明書等の必要書類の有無を記入して下さい。

- ⑭. ワンオーナーとは、新車登録使用者名義である場合を意味しますが、書類の関係上新車登録使用者名義からディーラーまたは専門店に名義変更したものを含めてワンオーナーとみなします。

- ⑮. 保証書とは、新車登録時の販売店名が記載された保証継承ページがあるもの、かつ、保証継承が可能な状態であるものとします。

ただし、メーカー保証期間が経過した車両は、保証継承ページが削除してある場合であっても、同冊子の記録簿等により当該車両のものと確認できる場合に限り保証書とみなします。

保証書は、書類と共に主催商組に提出するものとし、出品車両に入れたままで紛失等にあった場合でも主催商組に責任はなく、出品店の責任としてクレームとなります。

- ⑩. 記録簿とは、最終使用者名義にて直近の法定点検（車検または12ヵ月点検）を行っているものとし、ただし、新車登録後12ヵ月未満の車両については、認証工場または指定工場による点検を1度でも受けた記録（日付、走行距離数等）があるものは記録簿とみなします。

なお、法定点検の記録が、ユーザー車検のみの場合は、記録簿とみなしません。

記録簿は、書類と共に主催商組に提出するものとし、出品車両に入れたままで紛失等にあった場合でも主催商組に責任はなく、出品店の責任としてクレームとなります。

- ⑪. 落札店からのクレーム申立に対し、部品支給で対応する場合は、原則として主催商組を経由することとしますが、出品店、落札店双方の合意があれば出品店から落札店へ直接送付することができます。この場合の送料は出品店負担となります。

また、出品店が主催商組に部品を持ち込んだ場合は、落札店への送付にかかる費用実費を出品店に請求します。

なお、出品店は部品対応することを主催商組に申し出してから、7日以内に対応しなくてはなりません。

3. 走行距離記入における注意点

出品店は、出品車両の走行距離数の記入にあたり、出品時の走行距離計に示された距離数値を記入し、走行距離計の交換もしくは改ざんが明白な場合には、以下にしたがって、出品申込書にそのことを記載しなければなりません。

①. 走行距離計を交換した車両「\$」

認証工場または指定工場で行き距離計が交換されたことを証する記録簿等の書面がある車両は、走行距離記入欄に、交換時の距離数と現在の距離数を合算した距離数値を記入し、メーター交換車を表す「\$」マークを付記するとともに、出品店申告欄（不良内容・欠品・注意事項等記載欄）に「メーター交換車」の文言および交換を行った日付、交換時の走行距離数を記載します。

なお、走行距離計の交換が証明できない場合は「改ざん車」として取り扱うものとします。

②. 走行距離計の改ざんが明白な車両「*」

過去の記録簿等により走行距離計の改ざんが確認できる車両は、走行距離記入欄に走行距離計が示す距離数値を記入し、メーター改ざん車を表す「*」マークを付記するとともに、出品店申告欄（不良内容・欠品・注意事項等記載欄）に「メーター改ざん車」の文言と記録簿等により判明した改ざん前の距離数を記載します。

③. 前各号以外で過去の記録簿等がなく実走行と判断できない車両「#」

走行距離記入欄に、走行距離計が示す距離数値を記入し、走行不明を表す「#」マークを付記するとともに、出品店申告欄（不良内容・欠品・注意事項等記載欄）に「走行不明車」の文言を記載します。

④. タコグラフ装着車

車両総重量8トン未満のトラック、最大積載量5トン未満のトラック等、法律でタコグラフ装着が義務付けられていない車両で、積算距離計とタコグラフが一体式で装着されている車両は、タコグラフを新車時に取り付けたものとみなし、走行距離記入欄に走行距離計が示す距離数値を記載します。

ただし、タコグラフを途中交換している場合は、客観的に判断できる交換記録を必要とし、記録がある場合はメーター交換車、記録がない場合は、メーター改ざん車として記載します。

⑤. セットアップ交換車

ディーラーによるセットアップ交換車両は実走行とみなし、走行距離記入欄に走行距離計が示す距離数値を記載します。

第3章 落札

1. 落札店注意事項

- ①. 現車オークションにおいては、下見による現車確認が基本となりますので十分下見をした上でセリに参加してください。なお、外部からの応札の場合は、主催商組で下見代行を行っている場合があります。
- ②. 落札車両と出品申込書の内容に相違がないか十分に確認してください。車両と出品申込書の内容に相違があった場合は、主催商組にクレームの申立をすることができます。
- ③. 出品リスト（出品一覧表）と出品申込書の記載内容に相違がある場合は、出品申込書の記載内容を優先します。
- ④. クレーム申立にかかる費用（ディーラー見積り費用）は、落札店の負担となります。
- ⑤. 出品車両の内・外装補助評価（A・B・C・D・E）並びに事故補助評価（大・中・小）は参考補助評価であり、万一違いが生じたとしてもノークレームとします。

第4章 クレーム

1. クレーム解決に向けて

クレームが発生した場合、主催商組は、中立、公正な立場でクレームの裁定を行い、クレーム当事者は、主催商組の裁定に従うものとします。

出品店、落札店は、理解、協調の姿勢をもって、円満に解決することに努めるものとします。

2. クレーム申立方法

- ①. 落札店がクレーム申立をする場合、必ず主催商組を通して申立をしてください。理由の如何を問わず、主催商組の許可なしに出品店もしくは前名義人等に直接連絡したことが判明した場合はペナルティー3万円を科します。
- ②. クレームの申立は、原則として落札車両1台に対して1回の申立とします。
ただし、搬出前のみ受付されるクレームや後日送付する書類等によって判明するクレーム等、主催商組が認めた場合は、複数回の申立も可とします。

3. クレーム申立期間

(1)基本となるクレーム申立期間

原則としてオークション開催日を含めて5日以内としますが、クレーム事項の種類ごとに別の申立期間を定めます。

なお、主催商組が定める遠隔地落札店については、主催商組の定める期日の延長をする場合があります。

(2)具体的クレーム事項の申立期間

クレーム事項の種類ごとに別表の申立期間を定めます。

なお、別表に記載のないものは、商組規約に従うものとします。

4. 用語の定義

別表で用いる用語の定義は、以下のとおりとします。

①低価格車

落札価格20万円未満の車両（登録車・軽自動車）。なお、落札価格に手数料は含まれません。

②搬出前

搬出前までのクレーム受付の最終期限は、オークション開催日を含む4日以内（最終日は主催商組営業時間内）とします。

ただし、期日の最終日が日曜日または主催商組の休業日にあたる場合は、主催商組により翌営業日になることがあります。

5. クレーム裁定

クレームでキャンセルとなった場合は、成約料、落札料および落札店がかかった諸費用は出品店負担となります。

ただし、販売できなかつたことによる落札店の逸失利益は含まれません。

6. クレーム免責事項

以下に該当する事項は、原則としてクレームを受付けません。

- ①. クレーム事由がメーカー保証で対応できる場合はノークレームとします。

ただし、その際にかかる保証継承代として1万円を出品店へ請求します。

- ②. 落札車両が初年度登録より10年または走行距離が10万kmを経過している車両、並行輸入車、災害車は、原則としてノークレームとします。

ただし、エンジン、ミッション等の重大箇所、並びに重要装備品の不具合、欠品等、または虚偽申告、誤記入、記入洩れ等、主催商組が重大であると判断した場合クレームとします。

- ③. クレームの対象となる部品代が2万円未満の場合はノークレームとします。

なお、部品代に工賃は含まれません。

ただし、セールスポイントに記載されている内容のものは、部品代が2万円未満であってもクレームの対象となります。

- ④. オークションで落札後、他のオークションに転売（他のオークションに転売とは、他オークションにおいて成約したものを指します。）した場合はノークレームとします。

ただし、走行距離問題車・冠水車・接合車・盗難車はクレームの対象とします。

- ⑤. 出品申込書に記載された修復歴の内容以外に修復部位が判明した場合であってもノークレームとします。

- ⑥. 出品申込書に、「エンジン・ミッション異音」の記載がある場合においては、エンジン・ミッションに関する不具合は一切ノークレームとします。

なお、エンジンオーバーホールを要すものも含まれます。

- ⑦. 落札店が、主催商組に対してクレーム申立を行った日より、その後7日間経過時点で再度連絡がない場合はノークレームとします。

- ⑧. 別表においてノークレームと定めた事項の場合。

- ⑨. その他主催商組が申立却下と判断した事項の場合。

7. クレームと制裁

主催商組は、参加者の悪質なルール違反に対し、この統一ルールで定められたクレーム裁定とは別に、中商連オートオークション規約に基づき制裁を科すことがあります。

第5章 雑則

1. 統一ルールの改正

この統一ルールに改正が必要な場合は、中商連流通委員会、検査委員会の答申に基づき、中商連理事長が行うものとします。

2. 附則

この統一ルールは、平成24年4月1日から施行します。

その他クレームの裁定にあたって

(1) カギはエンジン・ドア・給油口の分を必ず備えていること。ホイルのロックナット欠品は搬出前までのクレームとします。

(2) グレード違いなど同一クレームを繰り返す申し出る悪質者に対しては、運営委員会の判断によりクレーム却下、また中商連オートオークション規約第33条による裁定を下します。

(3) ローダウンについては車検に通る車両とします。

(4) 離島登録車の自賠責の差額については、出品店負担とします。(沖縄県を除く)

(5) エンジン本体・デフ・ミッションのクレームについては、落札店が部品提供又はキャンセルの選択ができるものとし、他のクレームについては部品提供を基本とします。なお、落札店への部品到着期限はクレーム申立日より7日以内とし、部品到着期限を過ぎた場合、落札店はキャンセルができるものとします。(部品提供の場合の工賃は落札店負担)

(6) 改造部品等の脱着跡についてはノークレームとします。

(7) シートベルトロックの車両については、修復歴の有無にかかわらず出品店申告義務とします。

(8) 使用済自動車として預託された車両および輸出未梢登録(仮登録含む)された車両については出品不可とします。但し、日本国内で登録可能な書類がある場合はその限りではありません。

(9) 誤記入の場合

AC欠品でキャンセルの場合、ペナルティー2万円+往復運賃とします。

(10) メーターに関するクレーム対応

オイル交換・タイミングベルト交換のステッカー等は参考資料とします。

(11) 出品店がオークション開催日を含め11日以上を経過しても書類を提出しない場合、ペナルティー1万円+以降1日経過毎に2千円を加算します。なお、最終日が主催商組の休業日に当たるときは、その後の最初の営業日を最終日とします。

(12) 出品店から主催商組へ書類が揃わずキャンセルの申し出があった場合、上記(11)の延滞ペナルティーを含めペナルティー10万円+出品料+成約料+落札料+落札店のかかる費用(販売遺失利益は含まない)とします。

(13) 落札店都合によるキャンセルは、原則オークション当該車両のセリ終了後60分までとし、ペナルティー5万円+出品料+成約料+落札料とします。

(14) 登録名義の変更について

主催商組は、落札自動車1台につき1万円の名義変更保証料を預かることができます。

落札店が書類の写しの提出期限を過ぎたために、出品店が自動車税還付譲渡手続きが出来ない

場合は、落札店は自動車税還付譲渡金額相当分を負担するものとします。

(15) 落札自動車の自動車税等について

①落札された自動車の自動車税は、当該オークションが開催された月の分までは出品店の、翌月以降の分は落札店の、それぞれの負担とします。

②落札された自動車が軽自動車の場合、オークション開催年度内の軽自動車税を出品店の負担とします。

但し、年度末に開催するオークションでの翌年度軽自動車税の負担の取扱については落札店の負担とします。

③主催商組が落札自動車の所有権を取得した場合でも、落札店は、その自動車を主催商組に引渡すまでは、なお前項による自動車税を負担します。

(16) 落札車両がナンバー付で車検証の有効期間がオークション開催日の翌月末までなく、落札店より主催商組を介し出品店へ抹消依頼があった場合、出品店は抹消の手続きに応じるものとします。

なお、抹消依頼の受付はオークション当日限りとします。また、車検証の有効期間がオークション開催日の翌月末以降もある場合は、落札店が抹消手続きを行うものとします。

(17) 税金滞納者に対する抵当権設定車両については、発覚した時点の出品店責任とし、発覚以前については出品店にて処理するものとします。また、クレーム処理における車両価格については、発覚した時点の時価（相場価格）とし、クレーム期間は無期限とします。

平成24年 4月 1日一部改正

別表Ⅰ 出品申込書記載相違事項の受付期間と裁定

	クレーム事項	クレーム受付期間(現車落札・ネット落札ともに適用)					クレーム裁定
		評価点付	R点	低価格車	商談	10年・10万km超	
1	年式 (輸入車モデル年式含む)	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	キャンセル時:ペナルティー2万円(低価格車は1万円)+諸経費
2	初年度登録月	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	<6か月以上の相違> キャンセル時:ペナルティー2万円(低価格車は1万円)+諸経費 値引時:1か月あたり、普5千円、軽3千円(上限は6か月) <6か月未満の相違> キャンセル時:ノーペナキャンセル 値引時:1か月あたり、普5千円、軽3千円
3	車名	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	主催商組の裁定による
4	グレード・2WD/4WD 相違 (パッケージオプション含む)	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	キャンセル時:ペナルティー2万円(低価格車は1万円)+諸経費 出品店申告より上位グレードの場合は、ノーペナキャンセルのみ受付する。
5	ディーラー・並行相違	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	
6	型式・排気量	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	
7	ドア・形状	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	
8	定員・積載	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	
9	車歴	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	レンタ・営業・身障者仕様・その他改造等
10	車検	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	<6か月以上の相違> キャンセル時:ペナルティー2万円(低価格車は1万円)+諸経費 値引時:1か月あたり、普5千円、軽3千円(上限は6か月) <6か月未満の相違> キャンセル時:ノーペナキャンセル 値引時:1か月あたり、普5千円、軽3千円 <車検付申告が抹消であった場合> キャンセル時:ペナルティー2万円(低価格車は1万円)+諸経費 値引時:個別対応
11	走行距離相違	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	キャンセル時:ノーペナキャンセル+諸経費
12	車体色相違	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	車体色と色コード(カラー番号)が異なる場合は、色コードを優先とする。
13	色替え	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	必要により現車確認とする。
14	シフト相違	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	フロア⇔コラム、AT⇔MT、5速⇔4速等
15	冷房・装備品の有無	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	
16	燃料相違	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ガソリン⇔ディーゼル等
17	セールスポイントの 不良・有無	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	セールスポイントに記載された装備品が不良、または無かった場合は、年式・評価点・落札価格を問わずクレームとする。
18	装備品(純正品) の有無	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	
19	保証書の有無	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	<メーカー規定保証期間内の車両> キャンセル時:ペナルティー2万円+諸経費 値引き時:5万円 <メーカー規定保証期間を経過している車両> キャンセル時:ノーペナキャンセル+諸経費 値引時:2万円(低価格車は1万円)
20	諸元相違 (長さ・幅・高さ)	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	但し、主催商組が相当と判断した場合はクレームとする。

別表Ⅱ 重大クレーム事項の受付期間と裁定

	クレーム事項	クレーム受付期間(現車落札・ネット落札ともに適用)					クレーム裁定
		評価点付	R点	低価格車	商談	10年・10万km超	
1	修復歴車	当日含む5日		当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	必要により現車確認とし、落札金額10万円未満はノークレームとする。 なお、落札金額10万円未満であっても主催商組が重大と判断した場合はクレームとする。
2	再検査による評価点「1.5点」以上の差	当日含む5日		ノークレーム	当日含む5日	当日含む5日	
3	粗悪車	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	通常走行に著しい支障のある場合や、事故等によるフレーム・ピラー等の重要部位の損傷箇所の修復現状に問題があり、主催商組による現車確認の結果、相当と判断したもの。
4	メーター改ざん・交換・1回転申告漏れ	当日含む6か月 または 書類発送後1か月 (※)	当日含む6か月 または 書類発送後1か月 (※)	当日含む6か月 または 書類発送後1か月 (※)	当日含む6か月 または 書類発送後1か月 (※)	当日含む6か月 または 書類発送後1か月 (※)	キャンセル時:ペナルティー(出品店関与10万円・不関与5万円)+諸経費 出品店が関与していることが判明した場合、ペナルティー裁定とは別に制裁を科すことがある。 ※車検証、整備記録簿(認定・指定工場によるもの)等、主催商組が送付した書類から判明する場合は、主催商組から書類発送後1か月以内とする。
5	タコグラフ交換	当日含む6か月 または 書類発送後1か月 (※)	当日含む6か月 または 書類発送後1か月 (※)	当日含む6か月 または 書類発送後1か月 (※)	当日含む6か月 または 書類発送後1か月 (※)	当日含む6か月 または 書類発送後1か月 (※)	キャンセル時:ペナルティー5万円+諸経費 ※車検証、整備記録簿(認定・指定工場によるもの)等、主催商組が送付した書類から判明する場合は、主催商組から書類発送後1か月以内とする。
6	走行不明「#」の申告で、メーター改ざんが立証された場合	当日含む6か月 または 書類発送後1か月 (※)	当日含む6か月 または 書類発送後1か月 (※)	当日含む6か月 または 書類発送後1か月 (※)	当日含む6か月 または 書類発送後1か月 (※)	当日含む6か月 または 書類発送後1か月 (※)	ノーペナキャンセルのみとし、諸経費(陸送費やその他にかかる費用)は請求できない。 出品店が関与していることが判明した場合、ペナルティー裁定とは別に制裁を科すことがある。 ※車検証、整備記録簿(認定・指定工場によるもの)等、主催商組が送付した書類から判明する場合は、主催商組から書類発送後1か月以内とする。
7	冠水車(申告なしの場合)	当日含む3か月	当日含む3か月	当日含む3か月	当日含む3か月	当日含む3か月	主催商組が相当と判断した場合に限り、ペナルティー5万円+諸経費
8	接合車	当日含む3か月	当日含む3か月	当日含む3か月	当日含む3か月	当日含む3か月	主催商組が相当と判断した場合に限り、ペナルティー5万円+諸経費
9	盗難車 遺失車両	無期限	無期限	無期限	無期限	無期限	左記事項が発覚した場合、当該車両の出品店が全責任を負うものとし、第三者により当該車両及び移転登録書類が押収・差押えされた場合でも、その理由の如何を問わず問題発覚時に速やかに車両代金、キャンセルペナルティー10万円、主催商組が認める諸経費を主催商組に返還するものとする。
10	消火器の散布跡車	当日含む3か月	当日含む3か月	当日含む3か月	当日含む3か月	当日含む3か月	必要により現車確認とする。
11	エンジン乗せ替え(規格外)	書類発送後1か月	書類発送後1か月	書類発送後1か月	書類発送後1か月	書類発送後1か月	キャンセル時:ペナルティー2万円+諸経費
12	ミッション乗せ替え(規格外)	書類発送後1か月	書類発送後1か月	書類発送後1か月	書類発送後1か月	書類発送後1か月	FA⇔F5、AT⇔MT等 キャンセル時:ペナルティー2万円+諸経費

	クレーム事項	クレーム受付期間(現車落札・ネット落札ともに適用)					クレーム裁定
		評価点付	R点	低価格車	商談	10年・10万km超	
機構	26 マフラー不良(腐食等)	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
	27 クラッチ滑り	搬出前まで	搬出前まで	搬出前まで	搬出前まで	搬出前まで	搬出可能な場合は全てノークレームとする。
	28 MTミッション不良(キア鳴き等)	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	オイル漏れはノークレームとする。
	29 ATミッション不良(滑り・ショック・タイムラグ)	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	オイル漏れはノークレームとする。滑りは必要により現車確認とする。
	30 デフ・トランスファー・カップリング不良	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	オイル漏れはノークレームとする。
	31 ドライブシャフト不良	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。1本につき1万円の値引または現品支給とする。
	32 ABS・ブレーキ不良	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。パット・ローターはノークレームとする。
	33 エアバック不良	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	部品代2万円以上のものとする。装備品に○印の有無にかかわらず、装着車で不良の場合はクレームとする。故意の隠蔽等、悪質であると主催商組が判断した場合は、このクレーム裁定とは別に制裁を科すことがある。
	34 ショック・サス不良(エアサス・アクティブのみ)	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。へたりはノークレームとする。
	35 パワステ・キアボックス・ポンプ・4WS不良	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。
36 キー違い(エンジンキーとドアキーが違う場合)	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	特殊キーについては項目45にて裁定する。	
その他	37 職権打刻(国産のみ)	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	
	38 登録遅れ	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	マイナー・モデルチェンジから6か月以上を経過したもの。キャンセル時:ノーペナキャンセル+諸経費
	39 型式改・構造変更の表示なし	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	
	40 型式指定・類別番号なし	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	
	41 記録簿の有無	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	値引時:2万円(低価格車は1万円)
	42 ワンオーナー	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	キャンセル時:ペナルティー2万円+諸経費 値引時:2万円
	43 メーター(積算計)の故障	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	
	44 冠水車(申告ありの場合)	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	書類から判明する相違事項、メーター関連問題の場合に限りクレームとする。車両の機能に関する内容はノークレームとする。
	45 ナビCD・リモコン・CDマガジン・キース等付属部品の欠品	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	装備品に○印またはセールスポイントに記載された場合は、部品代が2万円未満であってもクレームとし、現品支給または値引とする。カードキー、スマートキー等の特殊キーについては、その機能が正常で備品に欠品がないこと。
	46 社外品の申告漏れ	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ただし、主催商組が相当と判断した場合に限る。
47 コーションプレート欠品の申告漏れ	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	値引き・キャンセルいずれかの対応とする。	
48 車検証備考欄の走行距離相違	書類発送後1ヵ月	書類発送後1ヵ月	書類発送後1ヵ月	書類発送後1ヵ月	書類発送後1ヵ月	記録簿で確認できる場合:ノーペナキャンセル+諸経費 記録簿で確認できない場合:キャンセル時ペナルティー5万円+諸経費	
49 前項各本文に該当する場合でも、主催商組が相当と認めた場合						クレーム申請を容認し、適宜裁定を下すことができる。	

別表Ⅲ 具体的クレーム事項の受付期間と裁定

	クレーム事項	クレーム受付期間(現車落札・ネット落札ともに適用)					クレーム裁定
		評価点付	R点	低価格車	商談	10年・10万km超	
内装	1 内装焦げ・切れ・しみ・異臭	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ただし、主催商組が相当と判断した場合に限る。
	2 雨漏れ	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ただし、主催商組が相当と判断した場合に限る。必要により現車確認とする。
	3 ダッシュ・グローブボックス等の不良及び内装の改造	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ただし、主催商組が相当と判断した場合に限る。
	4 標準装備品の欠品(装備品欄に記載がない場合)	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	部品代2万円以上のものとし、新車時有効車検(1回目の車検満了)以内の車両、または1回目の抹消までとする。ヘッドレスト、ハンドル、シート等。
	5 ジャッキ・工具・スペアタイヤの欠品	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	現品支給もしくは値引きとする。ジャッキ(パンタグラフ 3千円・油圧 5千円)、スペアタイヤ(普通車 5千円・軽 3千円)
	6 8ナンバーキットの欠品	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	搬出前まで	欠品の申告がなかった場合、現品支給または5万円を上限に値引きとする。
外装	7 ガラス	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	飛石・傷はノークレームとする。
	8 鉄粉・P付着	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	必要により現車確認とする。
	9 塩害	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	必要により現車確認とする。塩害とは、サビ・腐食が著しくひどく、現車確認の結果、主催商組が相当と判断したもの。
	10 レンズのヒビ・ドアミラー損傷	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	レンズの水滴はノークレームとする。
	11 タイヤ・ホイール規格外・スタッドレス	搬出前まで	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	現品支給またはタイヤ・ホイールとも普通車1本5千円・軽自動車1本3千円の値引きとする。R点・低価格のスタッドレスはノークレームとする。
	12 標準装備品の欠品(装備品欄に記載がない場合)	搬出前まで	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	部品代2万円以上のものとし、新車時有効車検(1回目の車検満了)以内の車両、または1回目の抹消までとする。
電装	13 P/W・パワーシート不良・ドアミラー作動不良	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
	14 マルチV・テレビ・ナビ不良	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
	15 イモビ不良	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	メインキーが無い場合もクレームとし、キャンセルも可する。(複数のメインキーがある場合、1つでもあれば可とする。)
	16 オーディオ不良	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限り値引き1万円とする。オートアンテナはノークレームとする。
	17 サルーフ不良	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
	18 エアコン不良	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
	19 セルモーター・ダイモ不良	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
	20 メーター類不良	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	アナログ・デジタルとも部品代3万円以上のものとする。ただし、積算計不動は部品代が3万円未満であってもクレームとする。
機関	21 エンジン上部(クハット・バルブ・ヘッド等不良)	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	必要により現車確認とする。オイル漏れはノークレームとする。
	22 エンジン下部(メタルピストン異音・焼き付き・圧縮不足等)	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	必要により現車確認とする。オイル漏れはノークレームとする。
	23 噴射ポンプの不良または燃料漏れ	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	必要により現車確認とする。
	24 ターボ・スーパーチャージャー不良および改造	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	必要により現車確認とし、初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。
	25 ラジエーター・ウォーターポンプ不良	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	必要により現車確認とし、初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。

別表Ⅳ ペナルティー裁定基準

	ペナルティー発生事由	ペナルティー裁定
①	落札店都合によるキャンセル	オークション当日(ただし、主催商組により受付時間が異なる。当該車両のセリ終了後30分、60分、または当該車両セリ終了後100台までの申し出があった場合に限る。) ペナルティー5万円+出品料+成約料+落札料とする。
②	出品店都合によるキャンセル (書類提出不可能な場合を含む。)	オークション当日(ただし、主催商組により受付時間が異なる。当該車両のセリ終了後30分、60分、または当該車両セリ終了後100台までの申し出があった場合に限る。)の場合、ペナルティー10万円+出品料+成約料+落札料とする。 オークション当日以降の場合、ペナルティー10万円+出品料+成約料+落札料+落札店のかかる費用(販売遺失利益は含まない)とする。
③	納税証明書が成約車両に添付されていない場合	落札店は車検満了日の前月から請求することができる。(必ず主催商組を介して申し出すること) 主催商組から出品店へ請求した日より10日以内に主催商組へ提出されない場合、ペナルティー1万円。以降1週間経過毎に1万円を加算。
④	出品店が、主催商組の定める書類提出期限を経過しても書類を提出しない場合	ペナルティー1万円 以降1日経過毎に2千円を加算
⑤	出品店が、オークション開催日を含め21日を経過しても主催商組に書類を提出しない場合	上記④の延滞ペナルティーを含めペナルティー10万円 + 出品料 + 成約料 + 落札料 + 落札店のかかる費用(販売遺失利益は含まない)。
⑥	落札店がオークション開催日の翌月末日までに名義変更しない場合、または翌々月の5日までに名変コピーを主催商組に提出しない場合 (出品申込書に記載された名変期限を経過した場合を含む)	ペナルティー1万円 以降1週間経過毎に1万円を加算
⑦	軽自動車において、税止め処理を怠り、翌年度以降も軽自動車税が旧所有者に発生した場合	ペナルティー1万円
⑧	落札店が、オークション当日から7日を経過しても落札代金を決済しない場合	ポス利用を一時停止する。 1日あたり、落札台数 × 2千円のペナルティー。 なお、主催商組は、落札代金決済の遅延が重なる者について、ポス登録の取消し(オークション参加資格の取消し)をすることができる。
⑨	委任状、印鑑証明書および有効期限のある書類の有効期限の失効、書き損じ等による差替えを依頼する場合。 または、書類有効期限が、主催商組到着日を含め1ヵ月以上あるが差替え依頼をする場合 ※受付が2月28日の場合 ⇒ 3月31日以上の有効期限があるもの	下記金額にて差替え依頼ができる。 (必ず主催商組を介して申出をすること) 印鑑証明書…3万円 委任状…2万円 譲渡証…2万円 その他証明書(謄本・抄本・住民票等)…2万円 記入申請書…2万円
⑩	出品店が、規定の名変期限より早期の名義変更を依頼し、落札店がそれを承諾した場合 (出品申込書の名変期限に記載のあるものは除く)	出品店より落札店へ1万円を支払う。
⑪	落札店が、書類一式(移転・抹消)を紛失した場合	下記金額にて再交付の依頼ができる。 (必ず主催商組を介して申出をすること) <普通車> 出品店名義の場合…5万円(実費含む) その他名義の場合…10万円(実費含む) <軽自動車> 出品店名義の場合…3万円(実費含む) その他名義の場合…5万円(実費含む)
⑫	出品車両の燃料が無く、会場内で車両移動ができない場合	ペナルティー2千円
⑬	落札車両の名義変更前に起こした違反(駐車違反、その他違反行為)により、出品店側に問い合わせ等の迷惑行為が発生した場合	ペナルティー3万円

九連協オートオークションクレーム申立期間・裁定基準・ペナルティー裁定基準

	クレーム事項	評価点付	R 点	低価格車	商 談	10年・10万km 超 走行不明・改ざん車 含む	クレーム裁定基準
電 装	1 集中Dロック作動不良	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする
	2 バッテリー不良	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ハイブリットカーは除く
機 関	1 エンジン不良による白煙	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	
機 構	1 シートベルトロック	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	
そ の 他	1 社外品 外装関係(アルミ、スポイラー等)	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	表示無き場合
	内装関係(ハンドル、シート等)	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	表示無き場合
	電装関係(ステレオ、ナビ等)	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	表示無き場合及びセールスポイント 欄記載の場合
	機関関係(ターボ、COM等)	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	表示無き場合及びセールスポイント 欄記載の場合
	機構関係(ショック・サス・マフラー・エアクリ・クラッチ等)	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	表示無き場合及びセールスポイント 欄記載の場合
2 コンピューター不良	当日含む5日	当日含む5日	搬出前まで	当日含む5日	搬出前まで		
3 レスオプション部品	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	表示無き場合	
4 特殊車両の主装の不良	当日含む5日	当日含む5日	搬出前まで	当日含む5日	搬出前まで		
5 前項各本文に該当する場合であっても、主催商組が相当と認めた場合						クレーム申請を容認し適宜の裁定を下す事ができる	

* クレーム申立期間計算には、期間中の日曜日および祝祭日を参入する。なお、最終日が主催商組の休業日に当たるときは、その後の最初の営業日を最終の申立期間とします。

* 天災等により車両搬出ができない場合で不具合箇所等があった場合は、クレーム申立期間内に主催商組へ連絡があった場合のみ車両到着後、翌営業日の午後5時までのクレーム受付とします。

* 他オートオークションクレーム事項等(その他クレームの裁定にあたって含む)については、中商連オートオークション統一ルールに基づくものとします。

* 中商連オートオークション統一ルール及び九連協オートオークション運営細則に記載のないものは、商組規約に従うものとします。

その他クレームの裁定にあたって

- (1) カギはエンジン・ドア・給油口の分を必ず備えていること。ホイルのロックナット欠品は搬出前までのクレームとします。
- (2) グレード違いなど同一クレームを繰り返し申し出る悪質者に対しては、運営委員会の判断によりクレーム却下、また中商連オートオークション規約第33条による裁定を下します。
- (3) ローダウンについては車検に通る車両とします。
- (4) 離島登録車の自賠責の差額については、出品店負担とします。(沖縄県を除く)
- (5) エンジン本体・デフ・ミッションのクレームについては、落札店が部品提供又はキャンセルの選択ができるものとし、他のクレームについては部品提供を基本とします。なお、落札店への部品到着期限はクレーム申立日より7日以内とし、部品到着期限を過ぎた場合、落札店はキャンセルができるものとし、(部品提供の場合の工賃は落札店負担)
- (6) 改造部品等の脱着跡についてはノークレームとします。
- (7) シートベルトロックの車両については、修復歴の有無にかかわらず出品店申告義務とします。
- (8) 使用済自動車として預託された車両および輸出未梢登録(仮登録含む)された車両については出品不可とします。但し、日本国内で登録可能な書類がある場合はその限りではありません。
- (9) 誤記入の場合
AC欠品でキャンセルの場合、ペナルティー2万円+往復運賃とします。
- (10) メーターに関するクレーム対応
オイル交換・タイミングベルト交換のステッカー等は参考資料とします。
- (11) 出品店がオークション開催日を含め11日以上を経過しても書類を提出しない場合、ペナルティー1万円+以降1日経過毎に2千円を加算します。なお、最終日が主催商組の休業日に当たるときは、その後の最初の営業日を最終日とします。
- (12) 出品店から主催商組へ書類が揃わずキャンセルの申し出があった場合、上記(11)の延滞ペナルティーを含めペナルティー10万円+出品料+成約料+落札料+落札店のかかる費用(販売遺失利益は含まない)とします。
- (13) 落札店都合によるキャンセルは、原則オークション当該車両のセリ終了後60分までとし、ペナルティー5万円+出品料+成約料+落札料とします。
- (14) 登録名義の変更について
主催商組は、落札自動車1台につき1万円の名義変更保証料を預かることができます。
落札店が書類の写しの提出期限を過ぎたために、出品店が自動車税還付譲渡手続きが出来ない場合は、落札店は自動車税還付譲渡金額相当分を負担するものとし、
- (15) 落札自動車の自動車税等について
 - ①落札された自動車の自動車税は、当該オークションが開催された月の分までは出品店の、翌月以降の分は落札店の、それぞれの負担とします。
 - ②落札された自動車が軽自動車の場合、オークション開催年度内の軽自動車税を出品店の負担とします。
但し、年度末に開催するオークションでの翌年度軽自動車税の負担の取扱については落札店の負担とします。
 - ③主催商組が落札自動車の所有権を取得した場合でも、落札店は、その自動車を主催商組に引渡すまでは、なお前項による自動車税を負担します。
- (16) 落札車両がナンバー付で車検証の有効期間がオークション開催日の翌月末までなく、落札店より主催商組を介し出品店へ抹消依頼があった場合、出品店は抹消の手続きに応じるものとし、
なお、抹消依頼の受付はオークション当日限りとします。また、車検証の有効期間がオークション開催日の翌月末以降もある場合は、落札店が抹消手続きを行うものとし、
- (17) 税金滞納者に対する抵当権設定車両については、発覚した時点の出品店責任とし、発覚以前については出品店にて処理するものとし、また、クレーム処理における車両価格については、発覚した時点の時価(相場価格)とし、クレーム期間は無期限とします。

JU運営細則

1. 出品

- (1) 出品者は、車両搬入前に十分車両を点検し、車検証に基づいて出品申込書に正確に記入して下さい。(希望コーナー、スタート価格、希望価格は必ず記入して下さい)
出品車は5日以内に名義変更に必要な書類が決済できる車両。また、出品申込書に虚偽の申告・誤記入・記入洩れがなく正確に記載された車両であること。
車両の搬出は、JU福岡に対して所定の搬出票(無い場合は免許証)を提出して行う。
出品店・落札店が所定の搬出期限までに車両を搬出しなかった場合には、当該車両を再出品するものとみなす。この場合においては、再度、出品料を支払わなければならない。

◎ 出品自動車の評価基準

- JU福岡の検査員が行う出品車の検査・評価基準は別表をもって定める。
出品者は出品車について、スタート価格及び希望価格(指し値)を記入しなければならない。
但し、調整人には10,000円以内の調整権限を与えるものとする。
指し値の指定があっても、出品者が指定の場所に希望価格を記入しAA出品時に不在の場合に限り20,000円の範囲内で調整人は指し値以下の価格で落札の決定ができるものとする。
出品車は全て日本オークション協議会の走行管理システムにて走行距離のチェックを行います。
もし、走行距離に改ざん等があった場合は出品停止と致します。
- (2) 福祉車両の消費税については原則出品店より申告があった場合、消費税非課税とします。申告がない場合は課税か非課税かの判断がつかない為、消費税を計上するものとします。但し、落札店より書類発送日より7日以内に申告があった場合は消費税を返還するものとします。(その際の判断はメーカーのお客様相談室に問い合わせて、新車時に非課税対象車両と回答があった場合のみ消費税を返還します。)

2. 書類、代金の決済と自動車税について

- (1) 出品者は、成約車の書類をオークション開催日より10日以内にJU福岡に提出して下さい。
委任状及び印鑑証明の有効期限は、AA開催月翌月末迄必要です。車検有効期限が翌月末で切れる場合は納税証明書が必要です。(軽自動車除く)落札者は、ナンバー付きの車両は翌月末迄に抹消、又は名義変更をしてコピーを速やかに事務局まで送付して下さい。
また、車検が翌月末までに切れる場合、オークション当日に限り落札店より抹消依頼が可能です。書類延滞ペナルティはAA開催日より10日以降過ぎたらペナルティ10,000円また翌日より1日×2,000円となっています。
- (2) 落札者は、車両代金をオークション開催日より7日以内に決済してください。開催毎の車両代金全額決済後、落札車両の書類をすみやかに落札者に送付致します。
車検付落札車両の委任状の期限延長は原則としてできません。
- (3) 車両代金は、6日以内に現金、又は銀行振込にてお願いします。小切手の場合は書類は直ちにお渡り日までとします。

《注意》入会后最初の落札車両は、車両代金の決済後に車両の搬出をお願いします。

AA当日の搬出は出来ません。

◎ 書類の有効期限について

- (1) 原則として書類の有効期限はAA開催月翌月末までであること。但し、出品申込書に有効期限の記載があり、JU福岡に到着日より20日以上有効期限があるものは、落札者が承諾して落札したものとして受付ます。
- (2) 下記事項について落札者の了解が得られたものは、早期名変ペナルティーとして出品店は落札店に10,000円を支払うものとする。
 - ① 記入有効期限より短い場合。

- ②有効期限が翌月末まで無いのに申告がされていない場合。
- ③有効期限の記載はされているがJU福岡到着時20日以上ない場合。

◎ 登録名義変更

- (1) 落札者は、ナンバー付き落札自動車についてオークション開催月の翌末日迄に登録名義変更また抹消登録を完了してください。完了後に車検証等名義変更を明らかにする書類の写しを登録月の翌月5日までにJU福岡へ提出お願いします。
(出品申込書に書類の有効期限が明記され、早期名変を了解したのものについてはその期限内に名義変更を完了すること。また、車検切れでナンバー付車の場合も翌月末までに完了して下さい)
なお、ファックスで届け出る場合は到着の有無を確認しなければならない。
また、落札者より所定の期限までに提出が無い場合は、現在登録証明書取得事務手数料3000円を徴収します。
- (2) 落札者が名義変更書類の写しを期限までに提出しないため、自動車税還付譲渡手続きが出来ない場合は、落札者は自動車税還付譲渡金額相当分を負担するものとします。
- (3) 名義変更期限(書類有効期限が翌月末まで無く落札者が期限了解したものも含む)を過ぎての名義変更は、ペナルティー10,000円及び以降1週間経過毎に1万円を加算した金額を落札者より徴収し出品者へ支払う。
尚、50日を経過した場合は運営委員会の裁定によるものとします。
- (4) 落札者に交付された印鑑証明等の有効期限を切らしたり書類を紛失した場合、落札者はJU福岡を介して事態の解決を図る様に努めるものとします。なお書類紛失の再交付の場合、落札者は顛末書を提出する。また、出品者は落札者から再交付の申請があった場合は再交付に努めなければならない。ただし、出品者が書類の差替え又は再交付の請求を受けた日から差替え1ヶ月、再交付2ヶ月の期間を経過した場合、落札者は書類の登録名義人に直接移転登録手續等の請求をすることができる。
- (5) 書類差替えの場合(名義変更期限を過ぎた場合も含む)、必ず主催商組を通じペナルティは中商連統一ルール別表Ⅳ⑨を適用する。ただし、書類の紛失についてはペナルティは中商連統一ルール別表Ⅳ⑩を適用する。
- (6) 落札者が名義変更前に交通違反等(迷惑駐車含む)をおこし、出品者側に迷惑をかけた場合、落札者は出品者に30,000円のペナルティーを支払うものとします。
- (7) 登録名義変更をしない悪質者に対しては、中商連オートオークション運営規約第33条のオークション入場停止等の裁定が適用されます。

◎ 落札自動車の自動車税等(JU福岡細則)

- (1) 落札自動車がナンバー付きの場合、JU福岡はオークション開催日の翌月から年度末までの自動車税未経過相当額を預託金として落札者から預かり、落札自動車の登録結果により預託金の清算を行います。
又、落札自動車が軽自動車の場合、自動車税預り金として10,000円を落札者から預かります。
なお、3月開催分は翌年度分(12ヶ月)の自動車税となります。
JU福岡は、落札者から落札自動車の名義変更完了の通知確認後、預かり金の清算を行います。
 - ①移転登録の場合。
原則として預託金の全額を出品者へ清算します。ただし、3月開催AAで同月内名変の場合は落札者に全額返金します。
 - ②抹消登録の場合
抹消登録がAA開催月の場合は預託金の全額を落札者に清算、開催翌月の場合は預託金のうち1ヶ月分の自動車税相当額を出品者に、残金を落札者に清算します。
 - ③落札者が移転登録した後、同一年度内に抹消登録した場合。
落札者から抹消登録をした日より5日以内に申し出があった場合に限り、還付金相当額を再度清算、出品者に請求させていただきます。
 - ④軽自動車については、開催年度内の軽自動車税は出品者の負担とします。また、年度内に名義変更された場合は預り金を落札者に支払い、年度をまたいだ場合は預り金から年税を差し引いた額を清算します。
- (2) 納税証明書については、納税を証するものとして譲渡書類に添付することが基本ですが、実際には継続車検時に限り必要なことから、AA開催月翌月以内に車検が切れる車両については必要書類とし、提出が無い場合は不備の取扱いをします。ただし、AA開催同一年度内に車検が切れる車両については、名義変更完了後に落札者から申し出があった場合は出品者に

て継続検査用納税証明書を用意して頂きます。出品者は請求があった日から7日以内に納税証明書を提出するものとし、車検満了1ヶ月前に至っても提出が無い場合はペナルティーとして10,000円課せられます。

- (3) 非課税車両は出品者の申告義務とし、事前の申告があった場合は預託並びに清算は行いません。申告がなく落札者名変後に月割りの自動車税を徴収された場合は、出品者は清算された預託金の全額を落札者へ返金するものとします。
- (4) 自動車税還付請求権譲渡通知書は、特別の事情が無い限りお取扱いいたしませんので、出品者にて保管下さい。
- (5) JU福岡が落札自動車の所有権を取得した場合でも、落札者は、その自動車をJU福岡に引き渡すまでは自動車税を負担するものとします。
- (6) 自動車税が未納で落札店が立替払いをした場合は自動車税相当額、延滞金及びペナルティ10,000円を出品店に請求致します。(自動車税納付期限内は除く)

3. クレームについて

- (1) オークションでは全て中商連オートオークション統ルール及びJU福岡オークション規約を基準に裁定致します。
- (2) 保証書有りの申告で保証書が無い場合
保証書有りで保証書が無い場合はキャンセルを含むクレームとします。キャンセルの場合は、諸経費は出品者負担とし、クレーム期間は書類発送後7日以内また、メーカー規定保証期間車両(新車登録5年以内)についてはペナルティー2万円、保証期間経過車両についてはノーペナルティとします。
保証書は出品店の保管義務となっております。車内積込みで紛失した場合でも出品店責任となりますので、書類と一緒に保管して下さい。
- (3) ワンオーナーの定義について
新車ユーザーから個人販売店の代表者登録(古物証コピー添付)は認めるが、出品時に車検証のコピーを添付する事とし、出品店と名義が異なる場合は認めません。クレーム期限は書類発送後7日以内とし、キャンセルの場合は実費プラス2万円のペナルティーを落札者へ支払います。
- (4) オークションでのクレームはすべてJU福岡を通して処理して下さい。出品者等への直接の問い合わせは認められません。オークション当日は、2階クレームコーナーを設けております、ご利用下さい。
オークション当日のユーザー同伴の入場は禁止されています。発覚した場合は厳重な処罰が科せられます。

1. 書類有効期限	開催日より翌月末日以上とする。	事務局到着後20日以上あるもの。 出品票に期限記載があるもの。
2. 書類遅延ペナルティー	AA開催日より11日を越えた場合、10,000円と一日につき1件1台当り2千円を加算ペナルティ。 (書類不備の場合も含む)	AA開催日より21日を越えた場合、車両返品のうち、10万円のペナルティ+出品料+成約料+落札料+落札店にかかる費用(販売過失利益は含まない)
3. 車両代金遅延ペナルティー	AA開催日より7日を越えた場合一日につき1件1台当り2千円のペナルティー。	
4. 書類差替ペナルティー	名変保証金とは別に差替書類 印鑑証明書…3万円 他の書類…2万円	記入ミスによる差替も左記と同様。
5. 書類の再交付(紛失)	・書類一式…5万円+実費。 ・抹消謄本…5万円+実費。	
6. 名変遅延ペナルティー (早期名変含む)	期限を過ぎての名変は、名変保証金とは別に1万円及び一日につき2千円のペナルティー	期限からの遅延ペナルティ50日を限度とし、以後は運営委員会の判断とする。
7. その他	早期名変ペナルティ1万円	

4. 商談コーナーの注意事項について

※ 応札有りの場合は応札金額+1万円以上、応札無しの場合はスタート金額+3万円以上から受付

- ※ 申込みは1台につき1回限りです。電話による申込みは受付致しません。
- ※ **最終応札者がセリ終了後5分間の申込優先権利があります。それ以外の方は先着順の商談受付とします**
- ※ 5分間という時間の管理はセリ機によって行う
- ※ 商談受付時間は、オークション終了後1時間までとする。また、会場から搬出された車両の商談は受付けない。

○商談申込者

- ※ 申込み記入金額を出品店が了承(成約)した場合後のキャンセルは出品店の了解がないと出来ません。
- ※ 長時間にわたる保留は出来ません。出品店の了解を得た場合はこの限りではありません。
- ※ 長時間にわたる保留後の出品店提示金額での合意は出品店の了解を得た場合のみ成約とします。
- ※ サインは成約を形として残すだけで出品店が売る意思を示した場合は成約とします。

○出品者

- ※ 希望金額を提示して申込み者がいないと言った後、最初の金額で売ると言っても申込み者が了解しないと成約とはなりません。また、希望金額を高く変更することは認めません。
- ※ 商談中の車両は結果が出るまでAA会場より搬出してはなりません。

5. その他注意事項

(1) 会場内の座席指定について

前月の出品・落札台数が下記の条件を満たす場合は、指定席を準備させていただきます。

前月の出品台数上位20社以内の方

前月の落札台数が6台以上の方

前月の台数が上記条件を満たさない場合、また、11時までに指定席を確保されない場合は座席が解除となりますのでご注意ください。

(2) 会員毎の出品リスト、落札票、仮計算書などは、各自端末から印刷お願いします。

(3) 走行管理システムの利用について

全国のオークション出品車両データを利用して、下取り車などの走行距離を事前にチェックできます。所定のFAX用紙で申し込みください。

1. 初期申込み費用1回1000円、1台検索費用500円
2. 添付用紙をご利用下さい。

(4) 車両引取期限について

流札車

○翌週月曜日の17:00(4日目)までに搬出してください。

○火曜日に会場に残っている車両は**自動的に再出品**となります。

落札車

○翌週水曜日の17:00(6日目)までに搬出してください。

○木曜日に会場に残っている車両は**自動的に再出品**となります。

※コーナーはレギュラーになります。(バントラ、リサイクルは同じコーナーになります。)

・再出品された車両は出品停止ができませんのでご注意ください。

・再出品後搬出を希望される方はセリ当日に書類不備流しの手続きを行なってください。(但し、出品料は頂きます。)

・搬出期限後の持ち帰り車両についても同様に出品料を徴収致します。

番号	出品コーナー	出品料	条件	受付時間	出品枠
8001～	リユースコーナー	¥0	3万円未満で成約時成約料無料 成約料・成約3万円以上3千円・10万円以上5千円・20万円以上1万円	木曜17時まで	制限無し
9001～	R2コーナー	¥2,000	3万円未満で成約時成約料無料 成約料・成約3万円以上3千円・10万円以上5千円・20万円以上1万円	木曜17時まで	制限無し
7501～	リサイクルコーナー	¥3,000	事故現状車、冠水車、不動車受付(人力で移動可能車)、ノー検査 不動車・前進、後進の片方だけしか作動しない車輛も含まれます。 ※リユースと同じ金額売切スタートとした場合のみリユースコーナーと手数料同額	木曜17時まで	制限無し
9501～	パン・トラコーナー	¥7,000	トラック・パン及び、軽自動車以外の貨物車輛、バス、積載車、特殊車両	木曜17時まで	制限無し
4001～	JU鹿児島リユースコーナー	¥1,500	3万円未満で成約時成約料無料 成約3万円以上3千円10万円以上1万円	木曜17時まで	
4901～	JU鹿児島リサイクルコーナー	¥3,000	事故現状車、冠水車、不動車受付(人力で移動可能車) 最低買取保障金額で成約の場合は出品料1,500円、成約料無料 ノー検査	木曜17時まで	10台
4911～	JU鹿児島パン・トラコーナー	¥7,000	1トン以上のトラック・パン、バス、積載車、特殊車両 流札時出品料 ¥5,000	木曜17時まで	90台
4301～	JU鹿児島モーニングコーナー	¥5,000	新規出品のみ	木曜17時まで	100台
0001～	モーニングコーナー	¥4,000	直近オークション5開催出品歴の無い車両	木曜17時まで	250台
4401～	JU鹿児島チャンスコーナー	¥7,000	年式 評価点 不問	木曜17時まで	
3001～	ディーラーコーナー	¥5,000	年式 評価点 不問	木曜17時まで	250台
2001～	チャレンジM2コーナー	¥4,000	前回モーニングコーナーの流れ再出品・モーニングコーナー満車時の新規	木曜17時まで	制限無し
5001～	レギュラーコーナー (※追加出品受付は、当日10:00まで)	¥4,000	年式 評価点 不問	木曜17時まで	制限無し
4601～	JU鹿児島価格指定売切りコーナー	¥3,000	年式 評価点 不問		

注) 第二週の金曜日のMAA九州ジョイントAA又は、三菱ジョイントAA開催時は、MAAコーナーのセリはディーラーコーナー終了後にセリます。

4000番台は全て鹿児島会場に現車はありません。

成約料	¥10,000
落札料 会場セリ落札	¥7,000
アト商談	¥17,000
F-SAT落札	¥10,000
JUナビベーシック	¥15,000
JUナビAタイプ	¥13,500
JUナビBタイプ	¥9,500
JUリアル・プラス	¥9,500
JU入札ネット	¥15,000
オークネットプレミアム	¥12,500
オークネットレギュラー	¥15,000

◆流れ車出品料50%割引制度

出品5台以上の方は、流れ車の出品料を50%割引いたします。

出品料・成約料・落札料、全て消費税がかかります。

検査基準の目安

点数	評価判断基準(評価点表)
S	登録1年以内で走行10,000km以内の基準状態を満たしている車両。
6	登録3年以内で走行30,000km以内の基準状態を満たしている車両。 傷凹等があっても加修対象とならないもの。
5	走行50,000km以内のもの。 内外装に補修跡があっても状態がよく範囲の小さいもの。 傷凹等が多少あるが、軽微な加修で済むもの。
4.5	走行100,000km以内のもの。 内外装に補修跡があっても範囲が大きなく、傷凹等があっても多少の加修ですむもの。
4	走行150,000km以内のもの。 内外装の補修跡があっても状態が良好なもの。 傷凹・錆等の加修が必要なもの。 ボルト止め部品の交換が少々あるが状態が良好なもの。
3.5	内外装の補修跡が多少雑な状態のもの。 傷凹・錆等加修の必要な個所が若干あるもの。 ボルト止め部品の交換が若干目立つが状態の良好なもの。
3	内外装の補修跡が雑なもの、及び傷凹・錆等の加修仕上げを要するもの。
2	内外装の補修跡が雑で再仕上げを要するもの。 加修仕上げを要する部分が全体にあるもの。 上記3点評価車を上回る減点要因のあるもの。
1	冠水車、消火剤散布跡車(内外装評価は付けず××を記入する)
R	修復歴車、未修復車。
ブランク	粗悪車、多大な加修費用を要する事故現状車。
上記以外の点数制限	
5点を上限とするもの ・職権打刻車(国産車のみ適用)	
4点を上限とするもの ・色替車(元色と異なる全塗装の場合)	
3.5点を上限とするもの ・走行不明車(＃)及びメーター改ざん車(＊)。 ・骨格部位以外の溶接部位交換車(リヤフェンダー、サイドシル、リヤエンドパネル、等の交換車両に適用) ・修復歴としなかった骨格損傷車(骨格の軽微な損傷で修復歴としない場合、ラジエーターコアサポート単体交換の場合)	
外装補助評価点 a 新車状態のもの。 b 傷凹等が多少あっても加修の必要がないもの。 c 傷凹錆等が多少あるが軽微な加修ですむもの。 d 傷凹錆等があり仕上げを要するもの。 e 傷凹錆等が多数あるもの。	
内装補助評価点 a 新車状態同様のもの。 b 若干の汚れ程度(ルームクリーニングで回復する程度)のもの。 c コゲ等で跡が残っているものが1～2程度あるもの。 d 部品を交換して元に戻る程度の状態のもの、あるいは汚れの程度が悪いもの。 e 再生不能状態のもの。	

検 査 表 示 方 式

ボディ バンパー	傷	A1	カードサイズ程度のキズ
		A2	20cm程度のキズ
		A3	30cm程度のキズ
		A4	上記(A3)を超えるキズ
	エクボ	E	500円玉未満の小さな凹み
	凹み	U1	カードサイズ程度の凹み
		U2	20cm×20cm程度の凹み
		U3	30cm×30cm程度の凹み
		U4	上記(U3)を超える凹み
	補修跡	W1	仕上がりが良好なもの
		W2	加修波が若干目立つもの
		W3	加修波が大きく目立つもの、又は、再仕上げを要するもの
	サビ(外板)	S1	小さなサビ
		S2	目立つサビ
		S3	大きなサビ
	腐食(外板)	C1	小さな腐食・ウキ
		C2	目立つ腐食
		C3	大きな腐食
		C穴	腐食穴があるもの
	塗装	P	塗装に関する用語
要交換	X	交換を要する損傷	
交換済	XX	交換済みのもの	
ガラス	キズ	目立つキズ	
	飛石	ポールペン先ぐらいのもの	
	ヒビ割	500円玉程度のもの	
	リペア跡		
	×要	交換を要する損傷	

■ その他クレームの裁定にあたって

- (1) カギは給油口の分を必ず備えていること。但し、搬出前までのクレームとします。
- (2) 離島登録車の自賠責の差額については、出品店負担とします。(沖縄県を除く)
- (3) エンジン本体・デフ・ミッションのクレームについては、落札店が部品提供又はキャンセルの選択ができるものとし、他のクレームについては部品提供を基本とします。
なお、落札店への部品到着期は、クレーム申立日より7日以内とし、部品到着期限を過ぎた場合、落札店はキャンセルができるものとします。(部品提供の場合の工賃は落札店負担)
- (4) 改造部品等の脱着跡についてはノークレームとします。
- (5) メーターに関するクレーム対応オイル交換・タイミングベルト交換のステッカー等は参考資料とします。
- (6) 登録名義の変更について主催商組は、名義変更保証料を預かることができます。
落札店が書類の写しの提出期期限を過ぎたために、出品店が自動車税還付譲渡手続きが出来ない場合は、落札店は自動車税還付譲渡金額相当分を負担するものとします。
- (7) 落札車両の自動車税等について
 - ① 落札された自動車の自動車税は、当該オークションが開催された月の分までは出品店の、翌月以降の分は落札店の、それぞれの負担とします。
 - ② 落札された自動車が軽自動車の場合、オークション開催年度内の軽自動車税を出品店の負担とします。
但し、年度末月に開催するオークションでの翌年度軽自動車税の取扱いについては落札店の負担とします。
 - ③ 主催商組が落札自動車の所有権を取得した場合でも、落札店は、その自動車を主催商組に引渡すまでは、なお、前項による自動車税を負担します。
- (8) 落札車両がナンバー付で車検証の有効期間がオークション開催日の翌月末までなく、落札店より主催商組を介し出品店へ抹消依頼があった場合、出品店は抹消の手続きに応じるものとします。
なお、抹消依頼の受付はオークション当日限りとします。
また、車検証の有効期間がオークション開催日の翌月末以降もある場合は落札店が抹消手続きを行うものとします。
- (9) 低価格車の「落札価格が10万円未満車両」の取扱について
落札価格が10万円未満の車両については、出品申込書の記載違いのみクレームの受付とし、他はノークレームとします。
但し、冠水車、消火器散布、接合車、盗難車、走行距離および書類でしか分からないものは、この限りではありません。
- (10) エアバッグの破裂の隠ぺいについて
エアバッグの破裂の隠ぺい等と主催商組が判断した場合、当該車両については出品店が関与・不関与を問わず、キャンセルできるものとします。
なお、出品店が関与している場合は、中商連オートオークション統一ルールに基づき、裁定を課すものとします。
クレーム申立期間は「評価点」・「コーナー」を問わず、全てにおいて当日を含む3ヶ月とします。
- (11) クレームキャンセル時の陸送料金について
主催AA会場から落札店までの陸送料金(実費)とする。
但し、落札車を他AA会場等に搬入しクレームキャンセルになった場合、落札店又は他AA会場の近距離の方の陸送料金(実費)にて処理する。

(12) 先進運転支援システム(ADAS)の不良

レーダブレーキシステムや車線逸脱警報装置等の不具合クレームについて

- 電装関係とし初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする
- 評価点付・商談を対象とする。他はノークレームとする。

(13) ハイブリッドシステムの不良

ハイブリッドシステム警告表示の不具合のクレームについて

- 期間関係とし初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする
- 評価点付・R点・商談を対象とする。他はノークレームとする。
- 充電ケーブルの不良は、初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。

クレーム事項	評価点付	R点	低価格車	商談	10年・ 10万 ^千 円超	クレーム裁定
先進運転支援システム (ADAS)の不良	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	当日含む8日	ノークレーム	初年度登録から5年以内の 車両に限りクレームとする
ハイブリッドシステム の不良	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	当日含む8日	ノークレーム	初年度登録から7年以内の 車両に限りクレームとする 充電ケーブルの不良は、 初年度登録から5年以内の 車両に限りクレームとする。

以上

会員各位

福岡県中古自動車販売商工組合
流通委員会**新規クレーム追加、出品車両の変更点のお知らせ**

平素は、JU福岡オークション事業のご利用誠に有難うございます。さて、この度10月より下記の要領にて追加クレーム対応とさせていただきます。会員皆様にはご理解ご協力の程、宜しくお願いいたします。

①先進運転支援システム(ADAS)の不良

レーダーブレーキシステムや車線逸脱警報装置等の不具合のクレームについて電装関係とし初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。評価点付・商談を対象とする。他はノークレームとする。

②ハイブリッドシステムの不良

ハイブリッドシステム警告表示の不具合のクレームについて機関関係とし初年度から7年以内の車両に限りクレームとする。評価点付・R点・商談を対象とする。他はノークレームとする。
充電ケーブルの不良は、初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする

クレーム事項	評価点付	R点	低価格車	商談	10年経過又は10万 _キ 超	クレーム裁定
①先進運転支援システム(ADAS)の不良	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	当日含む5日	ノークレーム	但し初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
②ハイブリッドシステムの不良	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	当日含む5日	ノークレーム	但し初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。充電ケーブルの不良は、初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。

③ファンベルト欠品の不動車の出品受付について

ファンベルトの取り付けが無くバッテリーも上がっている状態の車両の出品は「現状車コーナー」に限定させていただきます。ただし、搭載しているバッテリーで自走できる車両はこの限りではありません。

J U大分運営細則

1. 出品車両について

(1) 出品車両の評価基準

中商連オートオークション検査基準で行います。

評価点の無い0円売切りコーナーは基本ノー検査・ノークレームですので、予めご了承ください。

(2) 調整について

出品店は、出品車両のスタート価格及び希望価格を記入して下さい。

セリ時不在の場合は、希望価格の3万円下より調整人が売切り決定をできるものとします。

(3) リサイクル料金について

出品申込書に金額を記載の場合のみ精算致します。

記入額と実際のリサイクル料金に差異が生じた時は減額の場合のみ訂正処理致します。

(4) 書類について

出品車両の書類有効期限は、原則としてAA開催日の翌月末迄有することとします。但し、それに満たなくてもAA開催日を含み20日以上有効期限であれば名変期限として出品申込書に記載する事ができます。

成約車両の書類はAA開催日を含め10日以内に提出して下さい。尚、通常より早期に名変期限を記載した場合はAA開催日まで提出して下さい。

2. 落札車両について

(1) 抹消依頼受付は計算書送付時までです。(もしくは17時までのいずれか早い方)

※車検満了日がAA開催の翌月末に満たない場合

(2) AA翌週水曜(AA当日含む8日)までに搬出もしくはAAに出品されない場合は残留車1台につき普通セリ出品料と同額をペナルティとして請求させていただきます。

※搬出時間：平日9時～17時

(3) 名義変更期限

名義変更の期限は落札日の翌月末までです。

名変コピー(完了証明等)提出の期限は名変終了月の翌5日までです。

但し、登録車(普通車)を抹消登録した場合、登録事項証明等のコピーを抹消日の月末までに提出するものとします。尚、期限を過ぎた場合、落札店は自動車税還付金額相当分を負担するものとします。

※名変コピー到着を商組にご確認下さい。

3.自動車税の取り扱いについて

(1) 落札自動車がナンバー付の場合、AA開催日の翌月から年度末迄の自動車税未経過相当額を預り金として落札店から預かり、落札自動車の登録結果により預り金の清算を行います。

軽自動車は自動車税相当額として15,000円を落札店から預かります。

尚、3月開催分は登録車、軽自動車共に翌年度1年間分の自動車税計算となります。

JU大分は、落札店からの名義変更完了通知確認後、預り金の清算をAA開催日前の金曜日に締めてAA当日の計算書にて計上します。

① 移転登録の場合

原則として預り金の全額を出品店に清算します。ただし、3月開催AAで同月内名変の場合は落札店に全額返金します。

② 抹消登録の場合

抹消登録がAA開催月の場合は預り金の全額を落札店に清算、開催翌月の場合は預り金のうち1ヵ月分の自動車税相当額を出品店に、残金を落札店に清算します。

③ 落札店が移転登録した後、同一年度内に抹消登録した場合（二次抹消）

落札店から抹消登録した当月末迄に登録事項証明コピーの提出等があった場合に限り、還付金相当額を再度清算、出品店に請求させていただきます。

④ 軽自動車について

開催年度内の軽自動車税は出品店負担とします。また年度内に名義変更された場合は預り金を落札店に支払い、年度をまたいだ場合は預り金から年税を差し引いた額を清算します。

4.クレームについて

中商連オートオークション統ルール及び九州ブロックオートオークション運営細則を基に裁定致します。

但し、「落札価格20万円未満車両」並びに「0円売切りコーナー」は原則ノークレームとしますが、以下の場合には通常クレーム受付として取扱います。

① 出品申込書の記載相違事項。

② 冠水車、消火剤散布跡車、接合車、盗難車、走行メーター疑義車（故障除く）。

③ 書類上でしか判明しない事項。

④ その他主催商組が判断した場合。

※営業時間：平日9時～17時

5.後商談申込みについて

(1) 最終応札金額+1万円以上からの受付を基本と致します。但しノーコールの場合は、スタート金額を最終応札とみなします。

(2) セリ終了後10台経過までは、最終応札者を優先します。その後は、先着順での受付となります。申込みは規定の用紙をご利用下さい。

(申込みは1台につき1回です)

(3) 受付時間は、該当車両セリ終了後60分までとします。

(4) 申込み店へ出品店の希望金額を連絡後、10分経過しても返答がない場合は、購入の意思がないものとみなします。

6.不在入札について

不在入札と応札が同額の場合は、不在入札（先着順）が優先され1ポス競り上がりますので、予め考慮しての入札をお願い致します。

7.下見サービスはJUNABI内の専用用紙にてお申し込みください。

8.プライバシーポリシーについては、JUNABI中商連の内容を基本と致します。

本細則はJUNABI大分決議事項に伴い更新されます旨を予めご了承ください。

大分県中古自動車販売商工組合

■ その他クレームの裁定にあたって

- (1) カギは給油口の分を必ず備えていること。但し、搬出前までのクレームとします。
- (2) 離島登録車の自賠責の差額については、出品店負担とします。(沖縄県を除く)
- (3) エンジン本体・デフ・ミッションのクレームについては、落札店が部品提供又はキャンセルの選択ができるものとし、他のクレームについては部品提供を基本とします。
なお、落札店への部品到着期は、クレーム申立日より7日以内とし、部品到着期限を過ぎた場合、落札店はキャンセルができるものとし、(部品提供の場合の工賃は落札店負担)
- (4) 改造部品等の脱着跡についてはノークレームとします。
- (5) メーターに関するクレーム対応オイル交換・タイミングベルト交換のステッカー等は参考資料とします。
- (6) 登録名義の変更について主催商組は、名義変更保証料を預かることができます。
落札店が書類の写しの提出期限を過ぎたために、出品店が自動車税還付譲渡手続きが出来ない場合は、落札店は自動車税還付譲渡金額相当分を負担するものとし、
- (7) 落札車両の自動車税等について
 - ① 落札された自動車の自動車税は、当該オークションが開催された月の分までは出品店の、翌月以降の分は落札店の、それぞれの負担とします。
 - ② 落札された自動車が軽自動車の場合、オークション開催年度内の軽自動車税を出品店の負担とします。
但し、年度末月に開催するオークションでの翌年度軽自動車税の取扱いについては落札店の負担とします。
 - ③ 主催商組が落札自動車の所有権を取得した場合でも、落札店は、その自動車を主催商組に引渡すまでは、なお、前項による自動車税を負担します。
- (8) 落札車両がナンバー付で車検証の有効期間がオークション開催日の翌月末までなく、落札店より主催商組を介し出品店へ抹消依頼があった場合、出品店は抹消の手続きに応じるものとし、
なお、抹消依頼の受付はオークション当日限りとします。
また、車検証の有効期間がオークション開催日の翌月末以降もある場合は落札店が抹消手続きを行うものとし、
- (9) 低価格車の「落札価格が10万円未満車両」の取扱について
落札価格が10万円未満の車両については、出品申込書の記載違いのみクレームの受付とし、他はノークレームとします。
但し、冠水車、消火器散布、接合車、盗難車、走行距離および書類でしか分からないものは、この限りではありません。
- (10) エアバッグの破裂の隠ぺいについて
エアバッグの破裂の隠ぺい等と主催商組が判断した場合、当該車両については出品店が関与・不関与を問わず、キャンセルできるものとし、
なお、出品店が関与している場合は、中商連オートオークション統一ルールに基づき、裁定を課すものとし、
クレーム申立期間は「評価点」・「コーナー」を問わず、全てにおいて当日を含む3ヶ月とします。
- (11) クレームキャンセル時の陸送料金について
主催AA会場から落札店までの陸送料金(実費)とする。
但し、落札車を他AA会場等に搬入しクレームキャンセルになった場合、落札店又は他AA会場の近距離の方の陸送料金(実費)にて処理する。

(12) 先進運転支援システム(ADAS)の不良

レーダブレーキシステムや車線逸脱警報装置等の不具合クレームについて

- 電装関係とし初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする
- 評価点付・商談を対象とする。他はノークレームとする。

(13) ハイブリッドシステムの不良

ハイブリッドシステム警告表示の不具合のクレームについて

- 期間関係とし初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする
- 評価点付・R点・商談を対象とする。他はノークレームとする。
- 充電ケーブルの不良は、初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。

クレーム事項	評価点付	R点	低価格車	商談	10年・ 10万 ^{千円} 超	クレーム裁定
先進運転支援システム (ADAS)の不良	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	当日含む8日	ノークレーム	初年度登録から5年以内の 車両に限りクレームとする
ハイブリッドシステム の不良	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	当日含む8日	ノークレーム	初年度登録から7年以内の 車両に限りクレームとする 充電ケーブルの不良は、 初年度登録から5年以内の 車両に限りクレームとする。

以上

オ ー ク シ ョ ン
規 約 ・ 運 営 細 則

沖縄県中古自動車販売商工組合

J U 沖縄オークション運営細則

第 1 章 総 則

第 1 条 目 的

この細則は、日本中古自動車販売商工組合連合会（以下、中商連という）が定めた中商連オートオークション規約（以下、中商連規約という）及び中商連オートオークション運営規定（以下、中商連運営規定という）にのっとり、沖縄県中古自動車販売商工組合（以下、J U 沖縄という）が主催する中古自動車のオークション（以下、J U 沖縄オークションという）の運営の基本的事項と関係者の権利義務等について定めることにより、オークションが公正かつ円滑に実施できるようにし、もって、中古自動車の流通機関の整備と適正かつ合理的な価格体系を確立するとともに、消費者の信用を向上させることを目的とする。

第 2 条 J U 沖縄運営細則

この細則は、九連協運営細則、中商連規約及び中商連運営規定に基づくものとする。

第 3 条 J U 沖縄オークションで適用される運営細則

1. J U 沖縄オークションでは、この細則及び中商連規約及び中商連運営規定がオークションに参加する者全員に適用される。
2. J U 沖縄の細則と中商連規約及び中商連運営規定が抵触するときは、中商連規約及び中商連運営規定が J U 沖縄の細則で別の定めをすることができる場合を除き、中商連規定及び中商連運営規定を優先する。

第 4 条 取引方法

J U 沖縄オークションにおける売買契約取引は、ポス&コンピュータシステム及び映像システム等を使用し競売方式によって行うものとする。参加者はこのシステムによる取引結果を遵守しなければならない。

第 5 条 運営上の免責

J U 沖縄オークションにおいて、コンピュータや設備等の故障、その他不測な事態により運営ができない場合には、これによる損害については、J U 沖縄はその賠償責任を負わないものとする。

第6条 天災等による車両損害

JU沖縄に搬入された車両について、天災（地震、台風、水害、雹害等）及び、その他JU沖縄の責に帰することのできない事由によって車両に損害が生じた場合には、JU沖縄は損害賠償の責任を負わないものとする。

第7条 メンバー登録の抹消及び特別参加者の取り消し

1. 特別参加者について、次に掲げるいずれかの事由が生じたときは、JU沖縄はその者の承認を取り消すことができる。
 - ① 九連協運営細則第34条2項2号に該当したと
 - ② 倒産したとき
 - ③ JU沖縄オークションの運営を著しく妨げる行為をしたとき
 - ④ JU沖縄または中商連を脱退し、または除名されたとき
 - ⑤ 各商組の会員でなくなったとき、もしくはその地域のオークション特別参加者資格を失ったとき
2. 前項各号の事由によってメンバー登録の抹消及び特別参加者の承認の取り消しについては、JU沖縄理事会の承認を経るものとする。

第8条 紛争の仲裁

JU沖縄は、オークション運営に関連して発生した会員間の紛争については、JU沖縄が公平な立場で和解を勧告し、必要に応じて紛争当事者にJU沖縄流通委員会の仲裁に従うよう勧告するものとする。会員は、JU流通委員会が示した裁定結果にしたがうものとする。

第9条 合意管轄

JU沖縄オークション取引に関して会員とJU沖縄との間に紛争が生じた場合には、JU沖縄の住所を管轄する裁判所を一审裁判所とすることに当事者双方は合意する。

第2章 オークション

第10条 参加手続き

1. メンバー及び特別参加者は、J U沖縄オークションに参加するにあたっては、開催オークションごとに別表Ⅰの1. に掲げる参加手続きを完了しなければならない。
2. J U沖縄オークションに参加しようとするメンバー及び特別参加者は、第1回目の参加の前に別表Ⅰの2. に定める手続きを完了しなければならない。

第11条 出品手続き

1. 出品は、別表Ⅱに掲げる手続きにより行う。
2. 出品者は、前項の手続きの際、出品料をJ U沖縄に納付する。
3. 出品者は、J U沖縄が相当と認めない限り、出品手続きを取り消すことができない。

第12条 指し値

1. 出品者は、出品自動車について最低落札希望価格（指し値）を指定する事ができる。
但し、競り人（オークショニア）には、1万円以内の調整権限を与えるものとする。
2. 指し値は、出品と同時に出品申込書にその旨を記載して、またはJ U沖縄オークション開始迄に別表Ⅲに掲げる方法により、出品者がJ U沖縄に申し出て行う。

指し値の届出続き

- ① J U沖縄所定の用紙に記載の上価格調整員に提出する
 - ② ①号の提出時間は、J U沖縄の実情に応じ細則を定める
 - ③ ①により指し値の指定をした後は、原則として変更はできないものとする
3. 指し値の指定があっても、出品者がJ U沖縄指定の場所に不在の場合に限り3万円の範囲内で競り人（オークショニア）は、指し値以下の価格で落札のコールができるものとする。

第13条 落札手続き

1. 落札者は、オークション当日のJ U沖縄が定める時間内にJ U沖縄に落札代金の決済方法（現金、または銀行振込で決済するか、もしくはオークションローンによって決済するか）の届出をし、かつオークションローンによって決済をする場合は、同時にその手続きを完了しなければならない。小切手は原則として認めない。
2. 前項の時間内に落札代金決済方法の届出、またはオークションローンの手続きを完了しない落札者の決済代金は、全て自己資金による現金一時払いとして取り扱い、後日の変更を認めない。
3. 落札者は、中商連規約第13条によってオークション当日に落札自動車の引渡しを受ける事が出来る場合には、別表Ⅳに掲げる手続きを完了した上、J U沖縄から落札自動車を引き取るものとする。

第14条 出品者の書類の決済

1. 出品者は、書類に添付される現登録名義人の印鑑証明書等は、次の条件を満たすものとする。
 - ① 委任状及び印鑑証明書は、オークション開催日の翌月末迄の有効期限を有するものとする。但し20日以上の有効期限で申告のあった物についてはその限りでない
 - ② 車検付車両は、自賠償保険と自賠償承認請求書付とする。但し、自賠償承認請求書については申告をすればその限りでない
 - ③ 車検切れでナンバー付き車及び開催日より翌月末車検が切れる車は納税証明書を添付すること
2. 出品者は、提出した書類に対し落札者から不備の申出があった場合、その請求があった日から7日以内にJ U沖繩へ届け出るものとし、提出が無い場合はペナルティ扱いとする。

第15条 落札者への書類の送付

1. J U沖繩から落札者への書類の送付は、落札者がメンバー登録上で、または特別参加者の申請の際届け出た住所宛に発送すれば足りるものとする。
2. 車輛渡しに必要な書類は一開催毎の代金金額領収後、可及的すみやかにJ U沖繩より送付するものとする。
3. 落札者は、交付された書類に不備がないか速やかに確認し不備がある場合、J U沖繩へ申出るものとする。

第16条 登録名義の変更

1. 落札者は、落札自動車について登録名義の変更又は抹消登録がされたときは、速やかにその登録証の写しをJ U沖繩に送付する。(登録後7日以内)
2. 落札者に交付された印鑑証明書、委任状等の使用有効期限が経過した場合、落札者はJ U沖繩にその再交付を求めることは出来ず、自己の費用と責任によって落札自動車の登録名義の変更または抹消登録をしなければならない。但し、この場合でも落札者はJ U沖繩を介して事態の解決を図るように努めるものとする。

第17条 自動車税及び自賠償の取り扱い

1. 中商連規約により、落札された自動車が車検付きの場合、当該自動車の年度末までの自動車税未経過相当額は、オークション開催当月までは出品店、翌月からは落札店の負担となります。J U沖繩では、オークション開催日の翌月から当該年度末までの自動車税相当額を落札店からお預かりし、(3月開催分は翌年度12ヵ月分)次のように清算します。
2. 預かり金の清算方法
 - ① 移転登録の場合
原則として、預かり金の全額を出品店へ清算します。但し、3月開催AAで同月内名変の場合は落札店に全額返金します

② 抹消登録の場合

抹消登録がAA開催月の場合は、預かり金の全額を落札店に清算します。また、開催翌月の場合は、預かり金の内1ヵ月分の自動車税相当額を出品店に、それ以降については返金いたしません

③ 落札店が移転登録した後、同一年度内に抹消登録した場合

落札店から抹消登録をした日より5日以内に申し出があった場合に限り、還付金相当額を再度清算、出品店に請求させていただきます

3. 納税証明書については、納税されていることを証するものとして譲渡関係書類に添付されるべきですが、実際に必要なのは継続検査を受ける時に限られます。

JU沖縄では、オークション開催月の翌月内に車検がきれる車輻については、従来通り必要書類とし、提出が無い場合には不備書類扱いとします。但し、AA開催同一年度内に車検が切れる車輻については、落札店から申し出があった場合には、出品店にて継続検査用納税証明書を用意していただきます。出品店は請求があった日から10日以内に提出して頂くものとする。提出が無い場合にはペナルティ扱いとする。

4. 非課税車輻は、出品店の申告義務とし、事前の申告があった場合には清算は行いませんが、申告なく落札者が名変後に月割の自動車税を徴収された場合は、その実費を出品者が負担するものとする。

5. 福祉車両の消費税については、原則出品店より申告があった場合、消費税非課税とします。申告がない場合は課税か非課税かの判断がつかない為、消費税を計上するものとし、但し、落札店より書類発送日から7日以内に申告があった場合は消費税を返還するものとし、(その際の判断は、メーカーのお客様相談窓口にお問い合わせ、新車時に非課税対象車輻と回答があった場合のみ消費税を返還します)

6. 自動車税還付請求権譲渡通知書は、お取り扱い致しません。出品店にて保管していただきますようお願い致します。

7. 軽自動車の出品は、税金を含むものとする。但し、3月に開催するオークションでの翌年度軽自動車税と県内ナンバーの自動車税については落札者の負担とする。

8. 自賠償の取り扱い

沖縄登録車両の自賠償の差額は、落札社負担とする。

第18条 車両の搬出

1. 出品者は、J U沖繩オークション期日の終了と同時に、J U沖繩オークションで落札されなかった出品車両を自己の費用で翌週の火曜日の午前中までに搬出しなければならない。搬出されない車両については、次回のJ U沖繩オークションへ自動的に再出品とする。再出品された車両については、搬出できないものとする。やむを得ず出品車両を搬出する場合には、J U沖繩の了解を得て出品料を支払うものとする。
2. J U沖繩が管理するオークション会場内及び外部駐車場において、出品の申込がない車両等が放置、残留されている場合は、J U沖繩はその管理責任を負わないものとし、搬入当日または搬出期限の翌日を起算日として、7日以上放置、残留されている場合は、帰責事由のある会員に対し、ペナルティ2万円および駐車料金1日あたり5千円を請求するものとする。
3. J U沖繩オークション会場内及び外部駐車場において、1ヵ月以上放置、残留されている場合は、当該車両等について所有権が放棄されたものとみなし、J U沖繩において任意に処分することができるものとする。この場合帰責事由のある会員に対し、処分費用を請求できるものとし、処分により問題が生じてもJ U沖繩は一切の責任を負いません。

第19条 手数料の決定と改定

1. 出品料、成約料及び落札料の額は、別表Vに掲げるとおりとする。
2. J U沖繩は、出品料、成約料及び落札料の額を適宜改定できるものとする。但し、その場合は、J U沖繩オークション参加者に改定する日の1ヶ月前に明示すること。

第3章 ペナルティ

第20条 手続き

1. JU沖縄は、JU沖縄オークション参加者にJU沖縄オークション運営細則、中商連規約又は中商連運営規程に違反する行為があった疑いをもったときは、その者にペナルティを課すかどうかを何時でも審議する事ができる。
2. JU沖縄は、前項の審議に際しJU沖縄オークション参加者に口頭または書面による釈明の機会を与えなくてはならない。その者が釈明の機会を放棄したときはその限りでない。

第21条 クレーム裁定の基準

中商連運営規程第22条2項に基づく中商連運営規程別表VIに規定しているクレーム裁定基準以外に次に掲げるクレーム事由の場合の裁定基準を以下に定める。

1. 沖縄県外にてクレーム車を確認してもらう場合、最寄りのオークション会場へ検査依頼することを原則とし、オークション開催県より、確認を行った検査員所属県へ3千円を支払うこととする。出張確認は5千円とする。

(その他クレームの裁定)

1. クレームのついた期限付き車両は出品者で名義変更、又は抹消等を行い落札者が車両を引き取る場合には、その諸費用を出品者へ支払うこととする。
2. 管轄変更中の車両と変更のための有効期限が20日以上ない車両については、出品できないものとする。
3. クレーム解決前に出品者の了解を得ずに整備した場合には、その費用は落札者負担とする。
4. 県外業者・離島のクレーム期間は7日間とし、天災等による車両搬出が出来ない場合、延長願いの申告についてクレーム申立期間内にJU沖縄が連絡を受けた場合のみ車両到着翌日午後5時までとする。
5. 落札価格が10万円未満の車両については、出品申込書の記載違いのみクレームとし、他はノークレームとする。但し、冠水車、消火器散布車、接合車、盗難車、走行距離及び書類上でしか分からないものはその限りでない。
6. JU沖縄オークションでのクレームは、全てJU沖縄を通し処理し、出品者等へ直接の問い合わせは認められません。落札店がクレーム申立をする場合、必ずJU沖縄を通し申立、理由の如何を問わずJU沖縄の許可なしに出品店もしくは前名義人等に直接連絡したことが判明した場合はペナルティ3万円を課し、出品店が落札店に直接連絡した場合も同様にペナルティ3万円を課す。
7. JU沖縄オークション当日のユーザー同伴入場は禁止し、発覚した場合は厳重な処罰が科せられます。

8. 出品申込書に「エンジン・ミッション異音・音・回り音」の記載がある場合においては、エンジン・ミッションに関する不具合は、一切ノークレームとする。(エンジンオーバーホールを要するものも含む)

9. オイル漏れ・バッテリー上がり・バッテリー不良は、ノークレームとする。

10. 落札車両が、搬出時にセルモーター、エンジン、ミッション、セキュリティ等の不具合に陥り、搬出不可能の場合はJ U沖縄の判断によりキャンセルを含むクレーム受付対象とする。但し、J U沖縄の搬出期限に限る。

尚、出品リストへ不具合内容の記載が有るものは対象外とする。

11.

(1) 先進運転支援システム (ADAS) の不良

レーダーブレーキシステムや車線逸脱警報装置等の不具合のクレームについて電装関係とし初年度から5年以内の車両に限りクレームとする
評価点付・商談を対象とする。他はノークレームとする。

(2) ハイブリッドシステムの不良

ハイブリッドシステム警告表示の不良のクレームについて
機関関係とし初年度から7年以内の車両に限りクレームとする
評価点・R点・商談を対象とする、他はノークレームとする。
充電ケーブルの不良は、初年度から5年以内の車両に限りクレームとする。

クレーム事項	評価点付	R点	低価格車	商談	10年・ 10万* ₀ 超	クレーム裁定
① 先進運転支援システム (ADAS) の不良	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	当日含む5日	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
② ハイブリッドシステムの不良	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	当日含む5日	ノークレーム	初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。充電ケーブルの不良は、5年以内の車両に限りクレームとする。

附 則

1. この細則の改正は、J U沖縄流通委員会の会議の決定により行う。
2. 値引き等金額の折りがつかない場合は、J U沖縄流通委員会の裁定に従うものとする。
3. この規定に明記されていない事項については、中商連オートオークション統一ルール及び九連協の運営細則、クレーム規定に従うものとする。

施行	一部改正	平成 07 年 07 月 21 日
	一部改正	平成 12 年 08 月 25 日
	一部改正	平成 19 年 08 月 31 日
	一部改正	平成 21 年 01 月 31 日
	一部改正	平成 23 年 08 月 31 日
	一部改正	平成 25 年 04 月 01 日
	一部改正	平成 26 年 01 月 10 日
	一部改正	平成 30 年 04 月 20 日
	一部改正	令和 03 年 06 月 04 日
	一部改正	令和 05 年 07 月 12 日
	一部改正	令和 06 年 03 月 29 日

別表Ⅰ 参加手続（J U沖縄運営細則第 10 条）

1. 開催オークションごとの手続き
J U沖縄の実情に応じ細則を定める。
2. 第 1 回目の参加前における手続き
J U沖縄の実情に応じ細則を定める。

別表Ⅱ 出品手続き（J U沖縄運営細則第 11 条）

1. 出品者は車両搬入前に十分点検し、出品申込書に正確に申告すること。（出品コーナー・出品店名・スタート価格・希望価格は必ず記入すること。スタート価格のない出品車両については、0 円スタートとし、出品料は請求する）
2. 車両搬入は、J U沖縄の指示に従い定めた出品時間を厳守の上、出品申込書を搬入時に提出する。（搬入車のダッシュボードに乗せる事）
3. 出品申込書のない車両は出品を受け付けない。
4. J U沖縄オークション当日および受け付け時間外の出品は受け付けない。
5. 搬入車両後の出品取り消しは認めない。特別な事情により出品を取り消す場合も出品料は徴収する。
6. 車両の引取りは、J U沖縄オークション開催翌日の J U沖縄の定める時間までとし、以後保管の責任は、流札車両は出品者に落札車両は落札者に帰するものとする。
7. 総て車両の搬入、輸送、荷役、管理、手続等は一切出品者の責任で行うものとする。

別表Ⅲ 指し値の届出手続き（J U沖縄運営細則第 12 条）

J U沖縄の実情に応じ細則を定める。

別表Ⅳ 落札手続（J U沖縄運営細則第 13 条）

1. 落札者は、車両代金を J U沖縄オークション開催日より 7 日以内に決済しなければならない。
2. 正規の手続を経ない落札車両の取引は認めない。
3. 落札車両の J U沖縄オークション当日における会場内での取引は認めない。
4. 車検付落札車両の委任状の期限は、原則として変更できないものとする。
5. 落札車両の名義変更または抹消登録は、J U沖縄オークション開催翌月までに行う。
但し、出品申込書に期限が付されている場合はその限りでない。
6. 車検切れでナンバー付車の抹消、名義変更も開催翌月末までに行う。
7. 名義変更をしない悪質者に対しては、J U沖縄オークション入場停止等のペナルティが適用される。
8. 車両代金の消費税は、車両代金とは別途に消費税を出品者に支払う。
9. 車両の引渡しは、J U沖縄オークション会場とする。
10. 車両の引き取りは、J U沖縄オークション開催日翌週の火曜日の午前中までとし、引き取りの無い車両については次回の J U沖縄オークションへ自動的に出品し、出品された車両については引き取りできないものとする。
11. 総て、車両の搬入、輸送、荷役、管理、手続等は一切出品者または落札者の責任で行うものとする。

別表Ⅴ 手数料の額（J U沖縄運営細則第 19 条）

1. 手数料の額は下記のとおりとする。

J U沖縄オークション手数料									
種別	組合員及び特別会員			準会員			出品会員		
	前々日	前日	当日	前々日	前日	当日	前々日	前日	当日
出品料	4,000	5,000	6,000	4,000	5,000	6,000	4,000	5,000	6,000
前回流札	3,000			3,000			3,000		
成約料	7,000			10,000			10,000		
落札料	10,000			11,000					
商談落札	13,000			15,000					

2. JU沖縄記念オークションの手数料は別途定める事ができる。
3. JU沖縄オークション手数料の消費税は外税とする。(平成12年10月6日より)

別表VI 掘り出しコーナーの取扱について

1. 出品車両の条件

事故又は機関・機構の不良、ブランク評価、出品店の出品希望のある車両とする。

2. 出品条件

登録書類の提出が出来る車両。(オークション現行規定と同一)

部品取りに使用された車両、及び接合車は出品不可。

その他、JU沖縄が出品車両として認めないと判断した車両は出品不可。

3. 出品車の取り扱い

掘り出しコーナーの車両は、検査を行わないものとする。

車両状態は必ず、直接現車確認を行うものとする。

セールスポイント、装備品、冷房等については記載があっても無効扱いとする。

天候等による車内の汚れ、雨漏り、装備品の不具合について一切責任を負わない。

出品リストの展開図、検査員記入欄に記載があってもノー検査扱いとする。

4. 搬入・搬出について

搬入は、木曜日の午後5時迄。

搬入・搬出は全て出品店・落札店側で行う。(フォークリフト等はございません)

搬出期限を越えた車両は、次回、同コーナーにて再出品とする。

5. クレーム受付・裁定基準について

出品申込書の記載違い、接合車・メーター改ざん車・交換車・走行距離及び書類から判断できる車両、盗難車等所有権の移転に法的問題がある車両、その他JU沖縄がクレームと認める車両。

上記のクレームは、受付期間、裁定基準とも現行規定に準ずるものとする。

上記以外は、機関・機構の不具合、破損、欠品等でも一切ノークレームとする。

自走可能な車両が何等かの原因で、移動不可となった場合でもクレーム対象外とする。

ネットワーク参加規約

第1条 目的

本規程は、沖縄県中古自動車販売商工組合（以下、J U沖縄）会員の利便性の向上を目指し、(株)J Uコーポレーション、(株)オークネット、(株)アイオーク、(株)シグマネットワークスが提供するシステムによりオークション参加を可能にした各ネットワーク不在入札サービス及びリアルシステムを利用するための参加規約を定めたものである。

第2条 ネットワークオークション参加登録会員

1. J U沖縄に対してネットワークオークション参加申込を申請し、かつJ U沖縄によって参加登録を認められた者。
2. (株)J Uコーポレーション、(株)オークネット、(株)アイオーク、(株)シグマネットワークス（以下、ネットワーク会員）のネットワークオークション会員契約を締結した会員で、当システムでの取引への参加がJ U沖縄によって認められた者。

第3条 取引条件

ネットワークオークションに関する取引（出品・落札・代金決済・書類決済・車両検査・クレーム等）は、J U沖縄の規約規定を適用するものとする。

尚、(株)J Uコーポレーション、(株)オークネットが運用するネット落札車両の搬出は、車両代金清算後の搬出とする。

第4条 契約解除

J U沖縄会員資格喪失・各県商組会員資格喪失・各ネット会員資格喪失した場合、J U沖縄は予め勧告することなく当該会員との登録参加契約を解除することができる。

第5条 免責事項

ネットワークオークション及びネット取引においてシステムの故障その他不測の事態により正常な取引がなされなかった場合、J U沖縄は一切の賠償債務を負わないものとする。

第6条 ネットワークオークション参加にあたっての留意点

1. J U沖縄オークション参加者は、中商連オートオークション統一規約及びJ U沖縄オークション規約を熟知されているものとみなし対応する。
2. 出品車両を事前に下見し、入札いただくことが基本となっています。下見で確認できる箇所、評価点（目安参考）についてはクレームを一切受付できない。
3. 「各ネットワークオークションの規約」を熟知されているものとみなし対応する。

4. 出品車リスト、出品申込書への記載事項に誤りがあった場合は、出品店はセリ前までに事務局にお申し下さい。尚、記載事項に訂正があった場合は、当該車両のネット入札を削除する場合があります。
5. その他、詳細はJ U沖縄オークション規約各条項を参照。

第7条 J Uナビ即落サポート参加

1. 出品登録

- ① 即落出品車両は、オークション流札車両とする。
- ② Webへの公開は、即落出品申込書を記入し、提出された車両のみとする。
- ③ 即落出品車両については、搬出及び店頭での小売は出来ないものとする。二重売りが発覚した場合の責任はすべて出品者のものとし、解約の上5万円のペナルティを課す。

2. 手数料

出品料・・・無料 成約料・・・1万円（税別） 落札料・・・1万5千円（税別）

3. Web公開期間は、セリ終了後より翌週火曜日午前零時の4日間とする。

4. 即落・ワンプラ等の出品店・落札店の都合による一方的キャンセルについて

- ① 出品店／落札店双方からの都合キャンセル期限は、売買成立の翌営業日正午までにJ U沖縄事務局へ申出ることとする。
- ② 金曜日の成約分は土曜日の正午まで、土曜日・日曜日の成約分は月曜日の正午まで、月曜日の成約分は火曜日の正午までとする。但し、成約日の翌日が祭日の場合はその翌営業日の正午までとする。
- ③ 搬出後の落札店都合キャンセルは認めない。
- ④ キャンセル費用は、中商連運用規則の別表IVに準ずる。